

平成13年第3回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成13年6月7日  
午前9時00分 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (16名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 森河昌之   | 2番  | 小野隆雄  |
| 3番  | 村中政昭   | 4番  | 山本直子  |
| 5番  | 松田正    | 6番  | 中西和夫  |
| 7番  | 野呂民平   | 8番  | 里川宜志子 |
| 9番  | 松村健一   | 10番 | 西谷剛周  |
| 11番 | 萬里川美代子 | 12番 | 中川靖広  |
| 13番 | 喜多郁子   | 14番 | 浅井正八  |
| 15番 | 木田守彦   | 16番 | 吉川勝義  |

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 小野美枝子 係長 上埜幸弘

---

1, 地方自治法第121条による出席者

|         |      |        |      |
|---------|------|--------|------|
| 町長      | 小城利重 | 助役     | 芳村是  |
| 収入役     | 中野秀樹 | 教育長    | 栗本裕美 |
| 総務部長    | 植村哲男 | 総務課長   | 西本喜一 |
| 総務課参事   | 吉田昌敬 | 企画財政課長 | 池田善紀 |
| 企画財政課参事 | 野口英治 | 税務課長   | 植嶋滋継 |
| 監査書記    | 藤原伸宏 | 住民生活部長 | 中井克巳 |
| 福祉課長    | 浦口隆  | 健康推進課長 | 西田哲也 |

|        |      |        |       |
|--------|------|--------|-------|
| 環境対策課長 | 清水孝悦 | 住民課長   | 阪野輝男  |
| 都市建設部長 | 鍵田徳光 | 建設課長   | 堤和雄   |
| 観光産業課長 | 杉本正二 | 都市整備課長 | 藤本宗司  |
| 教委総務課長 | 清水建也 | 生涯学習課長 | 水田美文  |
| 上下水道部長 | 辻善次  | 上水道課長  | 御宮知恒夫 |
| 下水道課長  | 田口好夫 |        |       |

---

## 1, 議事日程

### 日程 1. 一般質問

#### 〔1〕3番 村中議員

##### 1、私たちの街に元気な子どもの声が聞こえますか。

出産は母子保健、保育園は児童福祉、幼稚園や小・中学校は教育委員会等々多種多様に亘っている縦割行政を改め「行政改革」多様化した事業を統合し一本化し、事務の簡素化を図り住民にわかりやすい行政にするため仮称「子供育成課」なるものを考えてはどうか。

##### 2、農業と住民とのかかわり

近年における人口の急増に伴う環境の変化に行政はついていけず、生活排水を農業用水路に排水される。川を汚しているのは誰でもない私たち全員である。最も困っているのは農家である。

①農業水路に堰を設けることで、各所で問題が生じているのをご存じですか。

②今後どのように対処されようと考えておられますか。

③こうした現状から考えて住宅建設に際し、十分な行政指導をされてきたか。また、現在はどうか。

#### 〔2〕9番 松村議員

##### 1、バイパス問題について

(1) 中央線ルート(4.7km)がバイパスとして建設省直轄道路となった時期はいつか。

3月議会で前清水部長は1999年と回答したが、5/14奈良国道副所長は1972年と明言、パンフにも明記、1986年

度設置の都市計画道路検討委員会の報告書にも「'72年4月建設省が中央線ルートで事業化」と明記。

- (2) 地方自治法第2条-② 地方財政法2条-2の規定に触れないか。

また、'90.11.5、役場で国・県が「町で先行取得しておいてください」と言った（町長答弁）のは、法に抵触することをすすめたのか。

- (3) 本年4/14、斑鳩バイパス計画白紙撤回要求道路協議会は総会を開き、満場一致でバイパスに反対していく決議をしている。

(6自治会約600世帯+α) 今後話し合いをするのか、どう考えているのか。

- (4) 代替用地の問題

①最近、土地開発公社の先行取得のあり方に関し、通達が出たと聞く。どういう指針が出たのか。

②最近、三室のバイパスルート上の2軒が峨瀬の代替地に移ったが余りに条件がよすぎる。今後のあり方に影響が大きいのではないか。(1999.10.12、敷地100坪、89坪、何れも坪24万円)

③龍田西8丁目の代替地(1678.8㎡、3.6億円、坪70万円)は代替地としてムリでないかと指摘した。「道を整備すれば可」と回答していた。最近の資料で「公園用地」となっている。調査不十分でないか。

- (5) 反対の長い歴史がある。全員が説得に応じて移転すると思わない。強制収用まで行おう気があるのか。

- (6) 奈国道の最重点は京奈和道路建設。斑鳩に力点を置くと考えられない。本年度予算は。また、本年度実施しようとしていることは何か。

## 2、自治会コミュニティに対する町行政の姿勢

- (1) 三室で自治会で決めた方針を重視せず、個別にルート上の人を崩していった。非民主的でコミュニティを破壊した。その認識はあ

るのか。

(2) 峨瀬自治会では急変する実体を踏まえ、集会所建設に町長が内諾し、新自治会が全員の意向を踏まえ発足。

集会所建設がトン挫したまま大混乱。町の責任は大きいと思うが、どう責任をとる、解決していくのか。

(3) 自治会というコミュニティの大切な核に対する意見を聞きたい。

3、町長の任期は本年11月10日であるが、次の町長選挙に出馬されるのか。出馬されれば5選目となるが、多選について弊害はないか。

また、出馬されるとき政治目標、政策は何であるか。

〔3〕 7番 野呂議員

- 1、雨期を目前にしているが、主要河川の改修が依然として進んでいない。水害対策は大丈夫か伺っておきたい。
- 2、藤山マンション建設問題で地元自治会住民が、町・県に訴えていた問題は決着、解決したのか、未解決のままかたずねる。
- 3、万代スーパー建設に伴う交通安全対策は3月議会の答弁後、どのように進んでいるか。また、開店時は問題ないか。
- 4、町民プールの大人用、子供用プールとも日除けと座る設備が不十分との声がある。プール開きまでに改善できるか、調査を求む。
- 5、空教室は小中各校に何教室あるか。教育委員会での論議は。
- 6、国民年金の滞納の実態を問う。
- 7、塩川財務相は3兆円の歳出削減が必要だとし、「地方で1兆円、国は2兆円ぐらい削っていく計画だ」と5月30日の予算委で明らかにしました。そうすると、当町規模ではどうなると予測されるか。

〔4〕 5番 松田議員

- 1、家庭ごみの有料収集の目的と意義、これからの課題についてどのように認識し、対応しようとしているのか。
- 2、史跡藤ノ木古墳整備計画書による見直し、検討を行うと13年度予算説明の中で述べているが、具体的な見直しの考え方について問う。
- 3、快適な非喫煙空間の確保と健康増進のために町が所有する公共施設の喫煙指定場所に空気清浄機の設置を考えられないか。

- 4、いきいきの里の利用状況についてどのように判断しているのか。
- 5、コミュニティに関わる組織の連携、再編成等や活動拠点の整備を図っていくと施政方針で強調されていることについて、具体的な対応とその考え方を問う。

〔5〕 10番 西谷議員

1、ごみ有料化に伴う問題点について

斑鳩町では、年間1世帯当たりのごみ焼却に要する費用は平成11年度で4万1,094円となっている。財政難の折り、昨年10月からやむを得ず住民の皆さんのご理解とご協力をいただき、ごみ焼却費の一部を受益者負担としてごみ袋の有料化に踏み切った経緯があるが、このことを踏まえた上で質問します。

- ①ごみ処理費の一部有料化実施後のごみの量や処理費用、また住民が購入する町指定ごみ袋の販売数はどう変化したのか。
- ②住民からすれば、生ごみ・ペットボトル・空き瓶・空き缶・トレー・粗大ごみ等不要となり、各世帯でその処理方法はさまざまである。特にペットボトル、空き瓶、空き缶・トレーに関しては、皆さんがスーパーや公民館等に行かれる際に町の指定袋無しで持ち込み、リサイクルボックスを利用されている。それなのに、「なぜ町指定のペットボトルや空き瓶・空き缶の袋が無料配布なのか。それなら無料配布の枚数が減っても、一番町民が重宝する生ごみの袋に代えてほしい」とか、「有料化にやっと慣れてきたのに、ペットボトル・ビン・缶の町指定袋だけ無料となり、現状、生ごみ袋1枚45円で受益者負担というのなら、全ての町指定袋をもっと安く、必要に応じて自由に買い求められるようにしてほしい」等の要望を多くの主婦から聞くが、住民の声を反映させ、有料化を徹底するためにも、町指定袋の価格を下げる検討をすべきではないか。

2、峨瀬集会所建設問題について問う

峨瀬自治会集会所建設問題の発端は、小城町長が町有地を財産処分する際、斑鳩町財産規則第18条「普通財産の処分」に則らず、前峨瀬自治会長東川義則氏に平成12年6月5日、町有地の使用承諾書が無責任に

許可したことにある。この承諾書を機に前自治会長東川氏は、翌日の6月6日に風致地区許可申請書を町へ提出した上で、平成12年7月4日に郡山土木に建築確認申請をし、平成12年7月19日に建築確認の許可を得て、岷瀬集会所建設を具体化していった。この段階でも岷瀬の全自治会員には集会所建設すら知らせていなかった。なのに町長は、集会所補助金の交付に関する規定である「斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱」に基づく事務執行を怠り、前自治会長に平成12年9月6日、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金（1,890万5,000円）の内定通知をした。その翌日の9月7日、前自治会長からの岷瀬自治会集会所を日本建設が請け負う旨の「着工届」を町長が受理した。なのに1週間後の9月14日になぜか前自治会長から工事中止の申請がされ、基礎工事のままで現在に至っている。以上の経緯を踏まえた上で、質問します。

①集会所建設を請け負った日本建設株式会社大阪支店から岷瀬自治会に対し、平成13年1月10日付と4月14日付で契約不履行で岷瀬集会所建設着手金502万円を差し引く工事代金清算額664万5,460円の請求が内容証明付で送付されている。この現状に対し、平成12年6月5日、町有地の使用を承諾した町長にその見解と責任を問う。

②財産規則に違反するような町有地の財産処分を町長はなぜしたのか。

③現在、岷瀬自治会では役員改選により宮本勝吉氏が自治会長を務め、健全な自治会運営に努力されている。そんな中、中止している集会所建設に対し、町職員が岷瀬自治会長に中断している集会所建設に対する方針を早く決めるよう要請したと聞くと、町はどのような意図でそう指導したのか。

3、平成7年5月29日付で、岷瀬地区で住宅建設や駐車場整備をする時に岷瀬自治会長と龍田河川水利組合長の同意判が必要であるという確認書が、岷瀬自治会長東川義則氏と岷瀬西の山水利組合長富田伊太郎氏、龍田河川水利組合長辻本春雄氏、そして立会人として農業委員の大西成典氏と町議会選出の農業委員の堯川勝義氏らで交わされている。この確認

書について問う。

①峨瀬地区では、マンション建設や駐車場等を施工する事業主は、峨瀬自治会長に必ず施工許可としての同意判をもらわなければならない旨の確認書が交わされている。水利組合員からも「なぜこのような確認書を交わしたのか」との不満の声があるが、町行政として農業委員会事務局はどのような観点でこの確認書を容認し、事業主に行政指導しているのか。

〔6〕 15番 木田議員

(1) 平成12年7月4日の悪夢の水害被害より1年近く経過しました。奈良県の現在の調査測量による経過と斑鳩町の今後の対応について問う。

①調査測量も終わり次段階の事務調査も進められていると思うが、今年度で何か実施される予定はあるのか。

②斑鳩町としても実施できることがあると思うが、管理が奈良県一級河川ということで任せきりでないのか。

③溢水防止こそ水害対策と思われるが一考してみれば、町民の生命財産を守るためには、貴重な税金、特に都市計画税を投入してもよいのではないか。

(2) 中宮寺史跡の2次指定が平成13年5月16日に指定されたが、斑鳩町が今後進めようとする年次的なスケジュールは出来ているのかについて問う。

①中宮寺史跡公園として将来活用されるように思うが、追加指定地を買収しなければ公園整備が難しいと思うが、早急な対応策はあるのか。

②公園規模としては上宮公園より広大となると思われるが、公園利用者等の調査等も徹底して、犬の散歩用の公園にならぬよう整備することが肝要ではないのか。

(3) 公共施設の受水槽、特に学校の受水槽を廃止しておいしい水を直接口にするように考えてはどうか。成長期の子供たちに新鮮なおいしい水を供給してほしい。

①受水槽を使わなくても加圧ポンプで十分に配水出来ると思うが一度空気に触れて何時間、何日も滞水した水はおいしくないと思うが。

②折角旨い水を作りながらマスコミでも報道されているように、清浄な水をそのまま飲んで頂く努力こそが、供給量の増加になると思うがどうですか。

(4) 公共用地の活用と管理は十分に行われていると思っておられますか。

①五百井住宅内の空地の駐車場としての活用と放置されていると思われる廃車に積み込まれた廃材の処理について。

②斑鳩町民が平等に果実を享受できるように有効に活用する方法を考えてほしい。

〔7〕 13番 喜多議員

1、小、中学校の児童生徒が使用する教科書についてお聞かせ下さい。

(1) 教科書発行者において編集された教科書が、検定、採択等の手続きを経て生徒児童に使用される迄の経過をお伺い致します。

(2) 教科書検定の方法はどうなっていますか？

(3) 教科書の採択の方法をお尋ねします。

2、藤ノ木古墳が特別公開されました。

今後、歴史公園として整備していくための感想をお聞かせ下さい。

3、斑鳩の宮造営1400年記念事業として取り組む具体的な計画の内容をお聞かせ下さい。

〔8〕 11番 萬里川議員

1、新生児に対する聴覚検査について

現在、新生児や乳幼児に対する聴覚検査をいつ、どのように実施されているのか。

2、出産費貸付制度の考え方について

3、母子福祉制度の充実に加え、当町として父子家庭への福祉支援はどのように考えられているのか。

4、少子化傾向にある中で、多くの自治体では子育てしやすいように、乳幼



児医療費無料化の対象を拡大しております。当町としても未就学児までの対象に拡大すべきと思いますが、その考え方をお伺いいたします。

- 5、当町ではすでにインフルエンザ予防接種を70歳以上の希望される方々に無料で行っていますが、国の方でも高齢者に対しこのような制度が導入されると聞いております。

インフルエンザ予防接種の費用を国が負担するようになれば、町の予算財源をどう生かしていくのか。

- 6、ごみ有料化にともないごみ減量は進んでいるのか。

ごみ処理の実態、不法投棄の実態をお聞かせ下さい。また、アルミ缶やペットボトルなど有資源とされている処理方法とリサイクル度をお聞かせ下さい。

[9] 4番 山本議員

- 1、学童保育室の運営について

・予算の配分と内容

- 2、町の職員の育児休業・介護休業の取得実態について

・希望者はカバーしきれているのでしょうか。

・男女共同参画の立場から、町が積極的かつ具体的に支援できる方法を考え、実現することについて。

3、児童福祉法に基づく児童厚生施設 ———いわゆる児童館について

- 4、小学校の「教科担任制」を教育委員会が施策として導入する考え方について

[10] 8番 里川議員

- 1、政策評価について

・昨年度試行的に取り組まれた結果の総括  
・今年度以降どういう計画で進めていくのか。

- 2、サービス残業について

・厚生労働省労働基準局長より「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」が策定されたことの通達があり、総務省自治行政局から各都道府県へ通達されたが、それに対して当町の人事担当課での措置は何かあるのか。

### 3、介護保険の保険料について

- ・保険料の経過措置にともない、年々1号被保険者の保険料が上昇する。現状を調査し、納期について条例改正の必要があると思うが、町の考え方は。

### 4、学校教育について

- ・教育改革がされようとしている真只中にあるが、とりわけ次の点について考え方を示されたい。

(1) 少人数教科指導にともなう教職員配置について

(2) 小学校の専科制度の必要性について

(3) 小・中学校の評定・評価のやり方について

---

### 1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（小野隆雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、3番、村中議員の一般質問をお受けいたします。3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

最初に、「私たちの街に元気な子どもの声が聞こえますか」という1つの題目で出させていただいたわけなんですけれども、少子・高齢化が進み、いよいよ子どもは国の宝であると強烈に感じております。

最近における子どもを取り巻く環境は、核家族の増加や地域社会の崩壊、あるいは少子化を背景に、児童に対する虐待や、あるいは不登校、また引きこもり等の問題が深刻化しております。一方、母親にあっても、地域との接触がとれず、閉鎖されるケースも多いと聞いております。そうしたところから、母親支援の重要性も高まってくる。さらには、児童福祉、あるいは学校教育、成年育成を柱に実施されていると考えております。一方、また妊娠から出産は母子保健、保育園は児童福祉、幼稚園や小学校あるいは中学校は教育委員会。ただいま申し上げましたように、多種多様にわたっている。当然住民からは、わかりにくいと苦情も聞いております。住民から町に対して苦情がなかったとしたら、全く開かれた住民による住民の行政ではなかったとも考えられるわけでございます。

以前はともあれ、今日に至っては、住民本位の利用しやすい行政として取り組んでいかなければならない時代に突入いたしました。いかげんに縦割行政を改め、強く行政改革を行い、親権者や子どもに対しては、子どもの目線で行政を考えることができるよう、種々多様化した事業を統合し、事業を1本化し、事務の簡素化と住民によりわかりやすい行政にするため、仮称ではございますが、「子ども育成課」なるものを考えられてはどうかと、このように私考えておるところでございます。これに対しまして、町のほうのお考えを聞きたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 縦割行政の批判につきましては、マスメディア等の調査や報道などによりまして、その問題点は数多く指摘されているところでございます。質問者も申されておられますように、子どもの育成に関しましては、縦割行政を改めて多様化した事業を統合し一本化していく方向につきましては、今すぐ行っていくことは現段階では難しいのではないかと考えておるところでございます。

そのため、現在では、複数課にかかわる新たな行政課題等を対応していくため、縦割ではなく横の連絡も密にしながら、必要に応じて各種の政策企画調整会議を設置いたしまして、行政課題等の検討を行っているところでございます。

子どもの育成に関する事項につきましても、現在、保育所と幼稚園の一元化につきましてもご指摘をいただいているとおりでございまして、この件につきましても、政策企画調整会議によりまして検討を行っているところでございます。

本年度には、第3次行政改革大綱を策定する予定もございまして、その策定に当たって、行政需要に的確に対応できる組織機構の見直し等についても議論してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） ただいま部長のほうから答弁いただいたわけでございますけれども、早急にそれを行うということはなかなか難しい至難な問題であるということでございます。なるほど、それについては私も理解できるわけなんですけれども、極力そのような形で、一日も早くやはり縦割行政でなく横の連携を保った行政を行っていただきたいということで私の1番目の質問を終わらせていただきます。

次に、「農業と住民とのかかわり」ということで質問させていただきます。

そもそも農業は、私たち人類が、文化的生活の1つとして食文化が形成されてきたころより、食料としての農作物をつくるという工夫が発達してまいったわけでございます。その歴史は神代の時代と言われる石器時代にさかのぼる。そうした中で、日本は農耕民族としての農業文化が発達し、農耕に必要な道、あるいは農業水路は農業に供するものであった。

しかし、最近における人口の急増に伴う環境の変化に行政はついていけず、生活雑排水を農業水路に排水せざるを得ん時代になっておるわけでございます。そのため、一昔前までいたエビや、あるいはフナ、あるいはウナギの姿を、小さい水路では見ることはできません。私が子どものころであれば、幅70センチ、80センチの水路でウナギな

んかをとった記憶があるわけなんですけれども、ときには食料油が流れたり汚泥が堆積する、このような状況にあって農業を続けざるを得ないことは、まことにもって悲しく悲惨なものであります。本町の農家の方々のほとんどの方々は、苦しい状況下に置かれていると私は考えております。

これら農家の方は、水路に堰をつくり田畑に水を入れる。当然悪臭もボウフラも発生するかもしれない。しかし、そのような汚い水は、その水を使っている農家が一番困っておられるものであると私は考えております。川の水を汚しているのは、だれでもない私たち全員が汚している。昔から言われるように、ならぬ堪忍するが堪忍であると思えます。しかし、いつまでもそうではいけない。

そこで町にお伺いしたいと思います。まず、農業水路に堰を設けることで各所で問題が生じているのをご存じですか。この1点について先にお伺いいたします。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も申されてますように、河川や水路に堰を設ける設けないにかかわりませず、その河川とか水路を汚しているという主な原因というのは私たち全員であろうかと、このように感じているところでもございます。ただ、家庭から排出されます生活排水そのものがその汚染源の約7割ほどを占めていると、このようにも言われているところでもございます。

このようなことから、今質問者をご質問いただいておりますように、各所でそういう問題が生じているということにつきましては、苦情があるということにつきましては承知をしているということでございます。

○議長（小野隆雄君） 3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） それでは、2番目に移らしていただきます。

これらについて、今後どのように対処されようとしているのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今後どのように対処されようと考えているのかというご質問でございますけれども、現在町が取り組んでおります河川とか水路の水質の汚濁の防止の事業に取り組んでおりますことにつきましてまずお答えをさしていただきたいと思います。

まず、竜田川流域の市町 ——生駒市、平群町とともに共同で竜田川流域生活排水対策

推進会議というのを設けておまして、その竜田川の水質汚濁の防止に取り組んでおります。

その1つといたしましては、廃食油の回収事業とか、その推進会議で、年1回でございますけれども、「たつたかわ」という機関紙を発行をさせていただいております。それを通しまして、生活排水で水を汚さないよう啓蒙啓発に努めているところでございます。

また、町独自の取り組みといたしましては、環境問題学習会で水質の汚濁を話をさせていただきまして、水質の町の現状の報告もさせていただきますとともに、家庭でできます水質汚濁防止策などにつきましても説明をさせていただきまして、防止の啓発を行っているところでございます。

また、平成11年度から水生生物の探検教室というものを開催をさせていただいております。その参加者であります小学生とその保護者の方に、川が汚れる原因とか汚さない方法というものを家庭で話し合ってもらって、取り組んでいただく契機となる機会づくりにも取り組んでいるところでございます。

また、毎年実施をいたしております環境フェスティバルにつきましても、また広報紙によりましても啓発啓蒙などを行っているところでございます。また、議員皆様方にもご参加を願ひまして、毎年実施をいたしておりますいかるがの里クリーンキャンペーンも、河川の水質汚濁防止の一環として取り組んでいるところでございます。

また、下水道整備事業につきましても、一日も早い供用開始に向けまして担当課におきまして努力をさせていただいているというところでございます。

今後も、水質汚濁防止につきまして、住民の皆様方に機会あるごとにご理解を求めよう努めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小野隆雄君） 3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） ただいま部長のほうからの確な答弁をいただいたわけなんですけれども、なるほどいろいろと事業をさせていただいておるといふことも私薄々知っておるわけなんですけれども、この中で1点、これはお願いという形でおいておきたいと思ひんですけれども、先ほど私申し上げましたように、こうした水が汚れる、汚水に対しては住民全体が困っておるわけなんですけれども、その中で農家が堰を設けることによって、何か、ボウフラがわく、あるいはくさいといふことで住民のほうから当然町のほう

にも、あるいはまた農家自身にも苦情が上がっておるということは存じておられると思うんですけれども、そうしたときに、やはり住民全体に、少し我慢してやってくれと、みんなから出てきた水やから、農家の方が堰を設けられても当分の間我慢してやってほしいというような啓蒙をしていただけたらどうかなという気持ちがある。当然、そうした汚水を出ないような方向づけというのは、今部長のほうからおっしゃっていただいたわけなんですけれども、即、じゃ、あすからきれいな水というわけにはいきません。その間、何とか皆さんの町全体の理解を得られるような啓蒙をしていただけたらどうかなという気持ちはあるわけなんですけれども、この辺についてちょっとお伺いしたいなと。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 農業用水路を兼用しております水路に家庭内からの排水等が流れ込みますと、当然水を利用されてる農家の方等につきましては、水が必要なときに堰を設けられてその水の活用という方法をとられると思います。そういう苦情もあることも承知しておりますので、我々といたしましても、農業関係の担当課と協議をいたします中で、そういう住民の方にもご理解をいただくような形でご説明をさせていただきたいとは思っています。

○議長（小野隆雄君） 3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） 今後さらによろしく願いいたします。

次に、3番、こうした状況からいろいろと考えてみまして、これも大変難しい問題だと思うんですけれども、住宅建設に際して十分な行政指導をされてきたか、あるいはまた現在どのようにされているのか、また今後どのようにされていったらいいのかということについて常日ごろ検討されていると思うんですけれども、この辺についてお伺いしたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 当町におきましては、住宅地の造成や共同住宅の建築につきまして、斑鳩町土地開発指導要綱に基づき開発業者と事前協議を行っております。この中で、一応開発業者に対しましては、地元自治会、それから水利組合、それに関係住民に対して事業計画を十分に説明をして、住民とも合意形成を図るように強く指導しているところでございます。

また、それぞれの担当課におきましても、一応開発事業者と協議を行って、必要事項

について指示をさしてもらっておる、そういう状況でございます。

○議長（小野隆雄君） 3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） そういう形で指導をされているということはよくわかるわけなんです。私もこういう一般質問をしてはどうかなという気は持ちながらさしていただいておりますわけなんですけれども、何年か前にそれもさしていただいたわけなんですけれども、そういう中でやはり時代が変わっていきます。刻々と変わっております。そういう中で、やはり指導要綱そのものはどのようにうまく活用されているのかどうかは知りませんが、なかなかその辺は難しい面があると思うんですよね。しております、しておりますということなんですけれども、なかなかされておらない。何もこの汚水だけの問題ではございません。いろいろとそうした問題の中で含まれてくるわけなんですけれども、道路にしろ水路にしろいろいろと指導要綱に基づいてということでおっしゃっているんですけど、その指導要綱どおりできているのかどうかということは疑問じゃないかなという気はするわけなんです。

私、くどくど申し上げる気持ちはございません。もう少し、県、県と言わずに町のほうでも、やはりそうした形で強く指導要綱、あるいは守っていただけるよう部長のほうでもさらに検討をしていただくということで私は終わっておきたいと思います。

ありがとうございました。これで終わっておきます。

○議長（小野隆雄君） 以上で、村中議員の一般質問は終わりました。

続いて、9番、松村議員の一般質問をお受けいたします。9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 私の一般質問をさせていただきます。

最初に、バイパス問題についてであります。この件については、今までいろんな角度からご質問をさせていただき回答を得ておりますが、前は「建設部長は今度かわられたわけですが、前清水部長との間で、この道路が建設省の直轄道路となったのはいつであるかというその時期の問題について大分議論をいたしました。清水前部長は、それは建設省が土地を購入した、先行取得した土地を町から購入した1999年である」ということを繰り返し言われました。私は、建設省がこの中央線ルートでバイパスをつくると言った1972年であると、それは非常に常識的に当然そうなる、というふうに皆さん理解しているというふうに議論いたしまして、すれ違いに終わったわけですが、まず最初に、部長がかわられましたので、部長のご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。



○都市建設部長（鍵田徳光君） 私、４月から新任でこちらほうへ寄せてもらっています。

過去からの事情も聞きました。それで、今議員のご質問でございますけれども、先ほどもお話ありましたように、以前から清水部長も答弁さしてもらっていますように、４７年から事業化すると表明されたとかいう形は、この前のときにも議論がなっているというお話は聞いています。

私といたしましても、一応町といたしましては、あくまでも都市計画道路の関係がありますけれども、あくまでも国土交通省が直接用地買収された平成１０年度ですね、それを一応町としては事業化の時期であるというふうに認識をしております。そういうふうに思っております。

○議長（小野隆雄君） ９番、松村議員。

○９番（松村健一君） 清水前部長が言われたとおりの考えであるというお答えでありましたが、もうちょっとこの議論を続けたいと思うんです。

実は、奈良国道工事事務所の三月田副所長が、５月の１４日ですが、私の家へ訪ねてこられました。そのときに実は、直轄事業になったのはいつかということで議論がありました。町の部長さんはこういうふうに答えておるといようなことを紹介いたしまして、建設省としてはどう考えておられるのかということをお聞きしました。三月田副所長は明快に、それはもう以前から言っているとおり、１９７２年——昭和４７年４月ですが、建設省がこの中央線ルートで斑鳩バイパスをつくるということを行ったときであるという明言をされております。それは、既に建設省がいろいろ出している書類にもそれが前提になっておりますということをおかれまして、そのとき示された１つが、こういう『道』という建設省がつくったパンフレットですが、それを出されまして、これは奈良国道工事事務所が所管している道路の状況について、あるいは計画についてとりまとめたものである。その８ページに、いかるがパークウェイ（新たつたみち）という項目があります。その中に、事業経緯として、昭和４２年度都市計画決定、昭和４７年度に事業化、平成１０年に用地着手というふうにして書いてあって、ここにも書いたとおり、事業化という場合は昭和４７年であるということをお明かにしておられます。町との意見が違うかと申し上げたところ、町はそう言うかしらんけれども、それはおかしいと。建設省は当初からそういう理解をしておるし、現在もそうであるから、それは何ら見解に変わりはありませんということをお言いました。

この建設省の奈良国道工事事務所の見解について、どういうふうにご考えておられますか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 以前に清水部長も答えたと思うんですが、確かに今おっしゃられたように、パンフレット等に47年事業化と記載されているのは私も見ました。過去のやつもいろいろ一応見たりして思いますけれども、奈良国道事務所が一応そういう書物などによって、出しておられる機関誌などによって、47年事業化という表記をされておりますけれども、あくまでも47年から平成10年まで、ほとんど事業的な動きが全然されてなかったということで、町としては、繰り返しになりますけれども、あくまでも実際に事業の用地買収という形に入られたと。その時点をもって一応事業化されたというふうに認識はしています。ちょっと意見が違わないかという言い方をされるかもわかりませんが、あくまでも町としての認識はそういう認識をさしてもらっております。

○議長（小野隆雄君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 町としては建設省と見解が違っても構わないというふうなとらえ方をされているというふうに理解しましたが、もう1つ資料に出ていることで紹介しておきますと、小城町長が1985年に町長になられて、そのときにバイパスの中央線は現状ではつけられる状況でなく見直すという公約をされて、その公約もありましたから、当選後、1986年に都市計画道路検討委員会というのを設置して、賛成住民、反対住民を入れて、大阪市の高田昇——現在立命館の教授ですが——を座長に迎えて、1年間検討をいたします。そして10回の検討会をやりまして、その報告書をここに持ってきておりますが、昭和62年（1987年）の3月に報告書を町長にお渡ししております。この報告書は、町の事業部長以下もメンバーで参加されておりました、非常に幅広く参加し、報告書については全町民に配布されております。

いろいろな点がありますが、今議論になっておる問題のところについて言いますと、私はここを取り上げたいと思うんです。それは、まず最初に、「はじめに」というところで、「同時に同委員会の提案を町長が尊重する旨を確認し合って出発した」ということで、この検討委員会で報告書をまとめていくと、賛否両方から意見を聞いて座長がまとめていくというのに対して、町長はそれを尊重しますということになっておりますということがまず書かれております。

それを押さえておきまして、中身をいろいろ見ていきますと、この報告編に反することが、行政は結構幾つかあるように思いますが、今の点で言いますと、3カ所ぐらいあるんですが、14ページの文章を紹介しますと、「今後の行政上の課題」という大テーマのもとで、この「中央線ルートに関する問題」という項目の中で、「道路建設主体である国の考えも確かめながら、関係住民との間に合意を形成し信頼関係を確立することが求められる」ということで、この道路計画については、道路建設の主体は国であるということを明快に書いております。さらに、もっと明快に書かれているのは、「斑鳩バイパス計画の経過」という表が出ておりますが、それは38年に町議会に地域開発特別委員会ができたというような古いところからずっと書いてあるわけですが、47年のところを見ますと、47年4月に、「建設省の現国道25号の交通安全対策事業として斑鳩バイパスを現ルートで事業化する旨決定」。47年の12月のところに、「国の交通安全対策の一環として、斑鳩中央線を局所バイパスとして事業化が決定されたことを議会に報告。議会だよりに掲載」ということが書いてあります。

今、申し上げた点から見て、この調査報告書、これは全町民の共通認識になっておる、建前上といえますか、そういう性格の報告書であります。それだけ明快に書いてあることに対して町はどう考えておられるのでしょうか。今の建設部長の答弁ですと、この報告書を否定するということになりますが、その辺のことをお聞きしたい。町長か部長か、どちらでも結構です。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 昭和60年（1985年）に、ちょうど10月27日に当選をさしていただいて、その後11月11日に就任をさしていただいた経過から、非常にこの問題については、議会ともいろいろな難しい問題があったわけでございます。

私はやっぱり、この問題については、もう一度やっぱりみんなが真剣に考えようということで、この都市計画道路を計画いただいた促進の方々、あるいはまた反対の方々、そしてやっぱり一番この検討委員会の座長をだれにするかということでいろいろと議論をしてきたわけでございます。それまでには、議会からも、こういうことができるのかできないのかということで、非常に議論がございました。しかし、皆様方のご協力をいただいて、ちょうど昭和61年（1986年）の4月から高田座長を中心に、当時は反対の方が10何名出てこられて、賛成の方がなかなかないということで、どっちにしても4人と4人ということで最終的に選んでいただいた経緯もございまして、それから出

発する。

第1回目の出発の会議では、今横におられます助役さん、企業部長でした。そのときには、最初から、これで話し合いの場ができるのかというほど非常に混乱をいたしまして、それから座長が10回という経過を踏まえる中で議論をたたかわしていただいて、ようやく1987年、昭和62年の3月に結論が出て、当時の法隆寺グランドホテルで一応一定の成果を報告していただいて、一応皆さん方がご納得いただいて、その後このパンフを全戸配布をさしていただいた。それからまた、その反対の方から、非常に怒りの電話がありまして、名前まで掲載するのはどうかということで、今度はまた名前を省略した経過もございます。

非常にそういうことの中で、私は、昭和62年からこの3ルートを座長と一緒に検討した結果の冊子を持って住民説明会に赴いて、全路線を行かしていただいた経緯もございます。

そういうことを踏まえていく中で、平成元年でしたか、3月議会に初めて、このバイパスについては、困難性はあってもやっぱり早期にやっていく、積極的にやっぺいこうという提案説明を私のほうからさしていただいた記憶を持っておりますし、今松村議員がおっしゃるのは、私はいろんな経過をたどっていると思います。当時は、それから後でも、22メートルを、4車線になる可能性があるから路側帯を何とか、1メートル50を何とか削れとかいろんなことも出てきて、最終的に案が出てきたのは、私は大分前だと思います。

ただ私は、この経過を見る中では、国が、あるいはということが出てますけども、私はやっぱりこういう国の関係でも、県が必ず関与をしてくると。私は何回か上京をした中では、なかなか奈良県選出の国会議員と会っても、小城君、これは無理ですよ。やっぱり県が何とかフォローしなかったら、知事サイドで重点項目に上げてなかったら、何ぼ国がどうかと言うたって、やっぱり県が上げてくるからこそ国が採択をしていくんだと。

だから、私はやっぱり、現在の国土交通省、当時の建設省については、非常に難しい問題があった。当時は、やっぱりなかなかこういう議論の中ですから、積極的にやろうという姿勢はなかった。しかし、僕は、平成元年から言いだしてから、その当時ちょうど3者協議会というものがございまして、ちょうどその当時からいろいろとご指摘されているように、平成2年、平成3年、平成4年という3年計画が私は出てきたと思うん

です。とにかく、測量あるいは用地買収、あるいはまたその着手ということで、それがなかなかでき得なかった。ようやくそういう過程の中で用地を、私権にかかっている方々が、どうしても土地を売りたい、そういうことについて、どうかやっぱりしていかないかんということで、以前から申し上げてますように、当時の服部安司参議院議員と、それから奈良国道事務所の所長と、そして幹線対策室長と、そして都市基盤整備特別委員会ですか、昭和62年からですから都市基盤整備特別委員会の方々が町長室へ入っていただいて、そういうことについてはやっぱり買い上げることも大事であろうと。しかし、県が買い上げていただければいいけども、県がそういうことでならなかったら、町でも買い上げてひとつ何とかしていこうやないかということも話し合うた経過があつて、それから用地買収にかかってくるというのが、現状はそうだと私は思ってますし、そういう意向で進んできた。

それから、ようやく平成10年ぐらいから県が重点項目に上げてきた中で、ようやく建設省もその関係については、やっぱりほっておくということではでき得ない。やっぱり何らかの状況、環境づくりをしていこうということで、初めて三室地域へ、地権者の方々に当たっていこうと。国と県と当たっていかれて、本当にやられるんだったら我々は賛成するつもり、やらなかったらこのままでいってほしいという中で、やるという決意をされたら協力しましょうということから始まったと、こう私は思ってますし、まさにそういうことでこの状況については進んでおるのではないかと。いろんな観点はあろうと思いますが、とりあえず私は47年、宮村所長が初めて、25号線の非常に危ない状況から、交通安全対策として郡山斑鳩王寺線を何とか中央線にひとつやっぱりいこうという表明をされたわけですから、そういう経過の中で県当局がどう進んできたのか、そこらが非常に難しい問題があつたと。

それから後も、昭和58年ぐらいに測量に入ろうということで、前町長が非常に精力的に頑張られたんですけども、幸前大字等で説明会ができないという状況で終わってしまったと。それから選挙があつたという経過でございます。

○議長（小野隆雄君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 今、町長から、この問題についての歴史を非常にわかりやすく簡明に述べていただきました。

私も、この検討委員会というのは非常にいい案であつたと、いい提案であつたと思っておりますし、私も参加いたしました。ちょっと小さい事実ですが、4人、4人と言わ

れましたが、これは8人、8人の間違いでした。8人、8人が出て意見をたたかわせてやったと。そのこと自身は、私も非常にいいことであったと、住民参加の一つの典型的な例にもなると思っておるわけですが、ただ問題は、先ほど言いましたように、その報告書を、先ほどのようなことになっておるのにそれと反することを言われるというところを問題として指摘しておるのでありまして、経過をお聞きしただけで、その点のご回答がなかったように思うんですが、再度念を押したいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、記憶をいたしてますのは、検討委員会の報告書、座長がまとめたものを町長が提言を尊重していくという中で尊重をさしていただいた。私みずからその報告書に基づいて、昭和62年（1987年）の4月からずっと、法隆寺線、あるいは中央線、あるいはまた安堵斑鳩王寺線の3路線を回らせていただいた経緯、それを踏まえて、平成元年でございますか、3月議会で初めて私のほうから、積極的に進めていこうという決意をしたという旨を申し上げますように、そういう中でございますので、あくまでも松村議員のおっしゃっているのは、提言書は両論併記だということだけでずっと終わっている。しかし、私はやっぱり座長が提言したことを尊重させていただいたということで、平成元年から積極的に進めさせていただくという言明をさせていただいたというわけでございます。

○議長（小野隆雄君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 時間の制約もありますので、次に進みたいと思うんですが、私がお質問した、事業化が1972年であると明快にこの報告書にも書いてあるという点に対するご回答は、本日は得られなかったというふうに確認しておきたいと思います。

その次に、法律との関係ですが、地方自治法第2条には、地方公共団体の法人格とその事務ということについて、どういうことを地方公共団体はやるのかということについての基本が定めてあります。その条文の中に、「地方公共団体は」、いろいろ書いてあって、「区域内におけるその他の行政事務で、国の事務に属しないものを処理する」ということで、これはわかりやすく言えば、国の管轄の仕事については地方公共団体はやってはいけないと、やれないということを決めたものと理解しています。

それから、地方財政法のほうは、これも第2条ですが、「または地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」と、この主語は「国」であります。これも同様に、国の事業について市町村の金を使ってはいけないということを決めてあります

。

私は、なぜ直轄事業の時期についてこだわっているかといいますと、1972年以降は国の事業になったんだと。これは建設省自身がそう言っておるわけですから、だからそれ以降については、町が金を出したりいろいろ事務をすることができない性格の道路になったというふうに考えているからであります。この法解釈については、そういう理解でよろしいですか。部長のお考えを。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今、おっしゃっておられるのはよくわかりますけれども、町としましては、あくまでも一番最初は都市計画決定ですか、郡山斑鳩王寺線ですが、都市計画道路ということで都市計画決定を打ちまして、その中で買い取り要望なんか出てきた場合に、当然国のほうではそういう表明をされているかわかりませんが、町といたしましては、あくまでも国がどうであれ、最終的には都市計画決定を打っている計画道路を施工していくということで、買い取りの要望に対しまして対応してきたものでありますから、別に国の事業に対して町が財政負担とかしたというような形、地財法に抵触するというふうなものではないというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） ちょっとわかりにくいご説明でしたが、違法ではないということをおっしゃいましたが、私は何の予断もなしにこの条文を読めば、そしてこのバイパス計画の決定経緯からすれば、明らかに地方自治法と地方財政法の基本的な条文に抵触するというふうに思います。この点は別の場所でまた議論をすることにいたします。

それに関連して、(2)で書いてあることは、90年の11月5日、これはさつき町長が言われた服部参議院議員が同席したというところで、国、県では土地を買えぬので町で先行取得しといてくれと言われたということは、これは建設省にまだ確かめ中ですが、もし言われたとすれば、それは法に抵触することを国、県自身が言ったのではないかというふうに考えられます。そういうふうに思っております。このところは、本日のところは平行線ということで認識いたします。

それで、その次(3)に書いてあることは、この道路計画については、当初より反対運動が非常に強くて、なおかつ長く続いておることが特色です。当時、1972年ごろは、公害問題がピークでありまして、こういう道路問題についても、各所で反対運動がありましたが、現在までそれが続いているのは、奈良ではこの斑鳩だけであると

ということになっております。それは、なぜそれだけ続いたかということは、言うまでもなく計画が余りに多くの住民に被害をもたらす。客観的に見てどうも現状に合わなくなってきたということと、進め方に問題があったというふうに思います。

それで、この反対運動の組織の中に ――中にといいますか、組織として、斑鳩バイパス計画を白紙撤回要求連絡協議会というのが、1973年の4月にできております。それは現在も継続しております、これは去る4月14日に本年度の総会を開いております。ちなみに、この連絡協議会に加盟しているのは、西から言いますと、紅葉ヶ丘、三室、それから第1地所、阿波2丁目、高安、睦会、高安西の自治会ぐるみで入っているのはこの6つ、約600世帯であります、それ以外のところで個別の形で賛同している方は相当おられます。私の感じでは200世帯ぐらいかなと思ってます。

この組織が総会を開いて、全員一致で反対を再確認しております。これは、その組織が出したニュースを手元に持っておりますが、行政のやり方は非常に一方的で、今年度についても強く反対運動を持続していくということを全員一致で決定しておりますが、こういう反対運動の動きに対して町はどう考えておられるのか。それから、話し合う気持ちはおありなのかどうかということをお聞きしたいと思うんです。このままいきますと、大量の反対住民を抱えたまま道路ができていくということになりますと、非常に不幸な道路になりますし、それより何よりも斑鳩町全体が非常に対立の構造を定着化してしまっていくというふうな気がいたします。その辺について意見をお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、松村議員がおっしゃっていただくように、これはやっぱりみんな議員さんもそれぞれ努力をいただいて、昭和62年にやっぱり早期実現というんですか、都市基盤のおくれをどうしてもやっぱり取り戻していくんだという議員さんの意気込みから、都市基盤整備特別委員会を開こうと。そのためには、やっぱり早期実現をしていくんだということが満場一致で私はできたと。それは、やっぱり皆が心配されているんです。何回となしに議会の中でも、議長が中に入って反対派のどこへ、会わせていただくかと何遍も行っておられるし、我々の議会の中からご質問をいただいて、そういう地域へ入ってはどうかということで、私や助役、あるいは収入役、あるいは部長、皆が入った経緯もございます。しかし、全然会っていただくという気はなかったわけでございます。



ただ、今、松村議員のおっしゃるのは、あえて言わしていただいたら、三室地域の地権者が合意をしたというところから、私はやっぱり反対住民との関係、もう少し説明をいただいたらどうかと、そういうことになってきていると私は思っていますし、それについて我々は一生懸命努力をさせていただいて、やはり斑鳩町でございますから、斑鳩町にふさわしい道路をつくる。その中では、やっぱり沿道にかかる方々の関係等についても、最大限努力をしながらやっぱり移転先を求めていく。あるいは町内に確保していきたい。そういう気持ちがあるからこそそういう代替地についても、そういうところを買わせていただいた経緯もあるわけでございます。

我々は、あえて何も別に、反対派の人をほっておくんじゃないしに、やはり斑鳩で起こった問題を斑鳩で解決するんだという意気込みの中で、我々は1日たりともそういう努力をしてきた。議会の皆様方もそういうお気持ちであろうし、私もそういう気持ちでございますから、お互いにやっぱり胸襟を開いて、それは反対は反対、そういう意見は出てこようと思います。けんけんがくがくのご意見はあろうと思います。その中で、何か見出していくことによって、斑鳩の開かれた将来、開かれた道が必ずや私は達成できていくのではないかと。それが今日、みんなが努力をいただいた中で、そのモデルコースとして400メートルがほぼ、用地も皆買収されて、そしていよいよ秋には型枠でも入っていこうという国土交通省のやる意欲、そういう気持ちを私はやっぱり、今県も国土交通省もそういう気持ちになってきたのではないかと、そういうことを思いながら、私は今松村議員のおっしゃっていただくように、反対地域の方々とはいつでも話し合う場を持ちたいという気持ちは変わりはありません。

○議長（小野隆雄君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 町長のこの計画にかける熱意はよくわかっております。今言われたことも、恐らくそういうお気持ちでやっておられることに間違いはないと思うんですが、この反対の組織の出しているニュースにも書いてあるんですが、なぜそれが、町長の熱意がうまく伝わっていないかということの大きな理由は、町が話し合いたいと言ってくるときには、ほとんど全部と言っていいぐらい今まで、計画が既に決まっておって、それでその計画の予定はこうであって、それについて説明をしたいということであって、話し合いではなくて説明会であると。それには基本的に疑問を持っておるという主張でありました。現在もそうだと思います。住民参加の話し合いは、計画段階で話し合うということによって初めて住民参加のまちづくりができるのでありますが、その点の

進め方に問題があったというふうに思いますし、そういう理解をこの組織自体もしております。

その辺を考慮して、今後のときには、そういう考えを踏まえて、反対住民の意見を踏まえてぜひ考えていただきたいと思いますし、私もそういうことのためであれば努力をしたいと思っております。もしご意見があれば。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） さっき町長も答弁しましたように、住民との話し合いの場の設定云々ということで、意見を言える場という話もありました。国土交通省とも協議しながら、あくまでも住民の理解というのが、協力というのも必要になりますんで、その辺は考えていきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 今、住民の意見を考えていきたいという新部長のご回答がありましたんで、それを期待したいと思います。ぜひ期待を裏切らないように、進め方について慎重にやっていただきたいというふうに思っております。

次へ移ります。

代替用地の問題であります。これは、ここに書いてある①番目の問題は、土地開発公社の取得方針についての国の考え方が新たに示されて、どうなっているかということですが、これは先日の初日の本会議で、土地開発公社の問題点のところでも質問もいたしましたし回答も得ておりますので、飛ばします。

②に書いてあることは、三室のバイパスルート上の2軒が峨瀬の代替地に移ったが、余りに条件がよ過ぎるよう思うということを書いておりますが、これはだれが見ても、用地が、その2軒のうちの用地の敷地が、1軒は100坪、1軒は89坪という大きな敷地であります。なおかつその前に道路がありますが、この道路の造成を行って、その上でこの土地を造成してそこへ移転してもらっておるということでありまして、この敷地の金額は、100坪のほうが2,407万、89坪のほうが2,130万というふうになっております。いずれも坪約24万円ということですが、非常に安いように思います。これは、その方にとっては非常に喜ばしいことではあります。全体の整合性を考えてみますと、今後非常にこういう好条件があると困るのではないかと、なかなか難しくなってくるのではないかとということで、ひょっとしてこれは、ここについては、幾ら条件がよくても移したいんだという別の何かお気持ちがあつてやられたので

はないかという勘ぐりをしたくなるわけですが、それについてご質問したいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、松村議員のおっしゃっていただくように、確かに移られた方がどうかと、この土地をたくさんもらわれると。しかし、移られる方は、それはやっぱりこっちから提案をしてもなかなか移っていただけない。しかし、そういう立地的な条件のところに移っていただくという中で、本人がここを希望し、そしてその値段でお買いになられる。やはり自分の今住んでおられる家の評価と土地の評価とこっちの関係等について、町が開発公社で買っている値段との整合性を考えたらそういう形になります。

私は、一番問題なのは、天理斑鳩線でも、あるいはこのいかるがパークウェイの関係についても、天理斑鳩でも必ずやっぱり立ち退きがあったんです。その方々も、なかなかやっぱり、あれは言われて大分になるんです。それでもやっぱり町の職員、あるいは我々が努力をしながらあちらへ移っていただくということで、ようやく最終的に資材置き場の方が、今持っておる斑鳩東小学校の前をとっていただいた。その関係についても、倍ぐらいの面積を確保いただいているんです。その中でも、そういう虫食いのことじゃなしに、やっぱり現実を何とかしていく方法を考えてくださいよという監査委員からのご指摘もいただいております。ということは、その残った分を町が処分するにしてもなかなか処分できませんから、いろんなことがあると思います。

だから、今、松村議員がおっしゃっていただくように、ただその方がそこへかわっていただける、またその場所がやっぱり適材ということを確認をしていただかんと、なかなか立地的に合わない。やっぱり自分が仮にかわる場合でも、ああわかりました、そこへかわりますということにはなかなかなっていない。そのために、このいかるがパークウェイについても、やっぱり皆さん方から、もし移転をされるときがあればこの場所とどうかということで先に代替地を買うてるわけです。そこに移っていただいたら一番間違いないですけども、なかなかそれがいかない。それが今一番問題になっています新楓町のあの場所なんです。あの新楓町の方々があそこへ移っていただくということも踏まえてあの場所を、議会からもご要望があり、あるいは町としてもやっぱり買おうということで買わしていただいた。それが今、簿価を入れますとやっぱりかなりの値段になっているということもございいますからね、やっぱりいろいろな実情があろうと思

ます。

だから、私は、その地権者の方がどういうお気持ちでそこへ移っていただけるか、あるいはどういう関係で——なかなか移ることは至難なんです。子どもさんのこともあればいろんな家庭のこともあろうと思いますし、それをやっぱり自分がここがいいということで移っていただいたと。ただ、お金だけの問題を、あるいは土地だけがこれだけふえたというんじゃないしに、やっぱり精神的、肉体的ないろんな問題があろうと思います。そこらを踏まえた中でその方が選択をされた。

そういうことで、私としては、町としても開発公社が買った値段から考えますと、ちょうど24万円でお分けしたということでございますから、別段そういう気持ちを、相手方にとったら一生懸命その場所に移っていただいたというお気持ちを我々としては評価していきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 町長のご意見はよくわかりました。それにしても、これは住民に非常に何か疑いを抱かせるほどの好条件であるということは、ぬぐいきれないと思います。その点を今後の運営の中でもよく考えてほしいと思います。

龍田西8丁目のお話も出ましたが、これはこの前も触れましたので、再度はお聞きいたしません、1点だけ指摘しておきたいのは、町が住宅代替地として買いながら、一応書類上今もそうしておきながら、長期構想、国の通達にあった趣旨に沿った長期計画の中では、結局公園にするという案になっておりますが、これは買うときに大分苦労されたという今町長のあれがありました、非常に見極めがあいまいなまま、非常にある面ではずさんなやり方で、勘ぐれば何かほかの要請、ほかの外圧が加わって買ったのではないかということをお知らせするような土地であると思います。その点だけを指摘しておきたいと思います。

それで、2番目に移りたいと思いますが、「自治会コミュニティに対する町行政の姿勢」ということを書いておりますが、このコミュニティということがよく言われますが、現実問題として、町あるいは現在の日本の市町村をながめれば、その末端の一番核になるべきコミュニティというのは、結局自治会であろう。自治会の中にさらに組がありますから、その組というところまで下がっていくやり方もあると思いますが、行政が考える次元においては、自治会がコミュニティの核であると思います。したがって、自治会を育てるといいますか、自治会の中のコミュニティを、少なくとも足を引っ張ら

ないということが、行政にとっては非常に大事なことであろうと思います。自治会が二分したり三分したりしていかがみ合っておる層が出ていますと、あるいは集団ができるということは、安らかに人生を過ごしたいということを願って斑鳩へ来る人、あるいは来た人、あるいは従来からの方が安らかに生活したいということを奪われてしまうわけでありまして、そういうことがないように町が努力する、意を使う必要があると私は痛切に思います。

そういう点で、三室の、先ほど町長も触れられた計画ルート上の住居の代替地への移転については、いささかやり方が乱暴であったというふうに思わざるを得ません。ここでその具体的なことを一々言っていると時間が切れますが、特定のIさんという人と町とが、言葉は悪いですが、組んだ形で代替地の人には移らないかということを行い、それ以外の人には、バイパスはできることは決まっておるから反対したって損ですよということを言って歩きました。現実には私の家にも訪ねてきて、これは町の指示というか町の意見で私が参ったんですが、こういう言い方でそういう話をされました。それで自治会内がちょっと混乱をいたしまして、その後現実にルート上の人の代替地への移転が始まりましたが、それは三室の場合、自治会として、総意としてバイパス計画に反対をしておるわけですが、そういう集団に対するやり方としては、いささか非常に後味の悪いものを残すと、あるいは今後に対立を自治会内に持ち込むということになったように思って、非常に残念に思っております。その点を指摘しておきたいと思っております。

それから、2番目に書いてありますのは峨瀬自治会ですが、これは今非常に問題になっております。本件については、恐らく西谷議員が質問されるんじゃないかと思っておりますが、あそこは急激に人口がふえたというか、マンションを建てましたから一挙に350世帯がふえた。旧峨瀬の方は、自治会をつくっておりましたが、その急な変貌を踏まえないままに自治会として行政に動き出したということに問題があったと思うんですが、その大量の新しく来た自治会員の意向を確かめるとか議論するとかをなくして旧の自治会長が町に集会所を建ててほしいと、建てたいというような申し入れをされて、いろいろなやりとりがあつて、内諾といいますか、それを認められております。それで、認めて工事に差しかかっておりました時点で、議会でこの点が問題になって、現在工事がストップになっておるといふ状況でありまして、非常に自治会の急変貌を踏まえないまじややり方がもたらした大混乱であろうと思います。新しく自治会ができておりますが、これは前自治会長のやられたことには関与をしないと断られておられるようです。

こうなりますと、前自治会長と約束された町の責任も非常に重くなってくるように思いますが、町長はその辺何か責任を感じておられるか、どう責任をとられるつもりか、お聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 松村議員のご質問の中では、前の自治会長が公民館をつくると。

私はそうじゃなしに、私は一般質問、この本会議場で、阪神淡路の震災の教訓を学ぶということから、あのマンション棟には集会所はございますけれども、もし万が一そういうことが起こってくる、あるいはこれからデイサービスとかいろんな関係等も地域によっては行われていこうという中で、あれだけの号棟がある中で、ひとつ前向きにそういう集会所をつくってはどうかという、私は本会議場であったことも記憶をいたしています。何も前の自治会長がこの公民館を急いだわけでもないわけですし、私はそういう機運の中から、用地については、一部やっぱり開発負担金を何ぼか費やしてでもということをし述べてきたことも事実でございますし、ただ私は残念なのは、やっぱりその地域で起こったことは地域で解決するんだ、人のことばっかりあらをほじくってまですることが私は避けられないものかと、何遍も私は言い続けてまいりました。しかし、なかなか現状は、会長がかわられても、なかなかそう簡単に糸口が見つかっていかない。私は、早急に新しくそういう組織ができていけば、この手続を追い、そしてまた今まで地縁団体の関係等そういうクリアできなかった問題をクリアしていただいて、速やかにそういうことが行われていくかということ、なかなかまだそういうことにはなっていない。非常に残念でございますし、その責任の所在をどうかということよりも、私はやっぱりこういう地域にコミュニティをつくってほしいんだ、あるいはそういうことをしていくんだという、以前からも何回かそういうことで、町としてもそういう計画を持ちながらも、なかなかできていかないのが現状でございます。

私は、みんながそういうことをしていくことによって、その地域が開けていけば、やっぱり斑鳩町全体がよくなっていくんだ。絶えず私はその気持ちは、その地域がよくなるというこは、全体にやっぱり町がよくなっていくんだと、活性化していくんだという気持ちでございますから、何もそういうお互いのことばかり言い争うんじゃなしに、もうみんながお互いに言いたいことは言い尽くし、またあるいはそういうことをちゃんとまとめていって、この岬瀬地域に一日も早く公民館をつくっていくんだということをまず第1に掲げていくことが大事であろうと。ただそれが、手続がどうであろうが何がど

うあろうというんじゃないしに、やっぱり用地も決まっているんですから、何も別にその  
手続がどうかというよりも、それをちゃんと今新しく自治会長さんが、皆さんから互選  
されたんですから、そういうことについてやっぱり私は努力をしていただきたいなとい  
う気持ちでございます。

○議長（小野隆雄君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 今の町長のお話を聞いておりますと、非常にコミュニティのあり  
方としての一般論としては美しい発言、表現がありますが、私はコミュニティが和の気  
持ちを保って安心して過ごしていける集団になるには、やはり行政というものはきちっ  
と基本のところを押さえておくということがあって初めてそうなるんだと思います。美  
辞麗句だけで仲良くやりましょうねとか、場所が決まっておるから早くみんなで渡りま  
しょう、つくりましょうねというだけでは、なかなか人間の心というのは安定しない。  
そこにやっぱり行政は、場合によったら厳しく、場合によったら思いやり深く、法に違  
反しないことは当然ながら、それから住民の気持ちを考えてびしっぴしっとやっぱり歯  
どめをかけるといいますか、施策をすると、手を打つというところについてはそうすべ  
きであると思います。あるいは、安易にしないであくまでも慎重にそれをやる必要があ  
ると思います。今の一般論と比較して、現実には峨瀬で行われた町とのやりとりないしそ  
の町のとった態度 ——態度といいますか、行政施策には非常に問題が多かったというこ  
とを強く指摘しておきたいと思います。これは、わずかな時間で議論するにはちょっと  
問題が大きいので、私はこの程度の指摘にとめておきたいと思います。

それから、最後に、これは既に新聞に発表されましたが、町長は任期の切れるこの秋  
に、5選目の町長選に立たれるということが報道もされました。私は、別に5選はいけ  
ないというような気持ちもありませんし、それから小城町長が出られるのに反対という  
わけでもありませんが、ただ5選となりますと、終わったときは20年であります。5  
選目ということになると、16年既にあって、その上にさらに4年積み重なることであ  
りまして、20年前に赤ん坊であった人といいますか、この15～16年の間に大人の  
仲間入りした人、あるいは物心ついた人は、生まれたときから町長は小城さんというこ  
とになっております。それはそれでいいという面もあるかもしれませんが、弊害も相当  
あるのではないかと思います。その点について町長は、多選の問題についてどうい  
うなお気持ちの整理をされて出馬をされたのか、議会で話していただければありがたい  
と思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私が36歳で就任をさしていただいて、私は政治というのは、やっぱり意欲、やる気持ちがなかったらなかなかでき得ない。いろいろなこともございました。36歳から出ている中で、いろいろとやっぱり圧力もかかってくる、あるいはいろんな関係もございました。しかし、私はやっぱり勇気を持ってそういうことに対する対処をさしていただいた。そういうことができ得たというのも、私のやっぱり性格的かどうかわかりませんが、みんながカバーをしていただいた、そういうこともございますし、まさにその時分は、ほとんどの方々が役所の中でも年上でございましたから、非常に難しい中でやらしていただいた。

しかし、私は、ありがたいことに、この斑鳩町で難しい問題がたくさん山積をしておった中で、10年、15年がたってくる中で、ようやくその見通し、糸口が見え出してきた。いかるがパークウェイについても、私は心中からいって、もはやこの関係については、これだけの年月がたって、いろんな議論をして、建設省へ陳情に行っても、そんなに話はしてくれませんか、あるいは地元選出の国会議員さんも、ああ、また来ましたかということで、私は決断するときが来たな、やるかやらないかというのを私は最終的に建設省が決めてほしいんだということもあえて申し上げました。それがひいては平成10年にあの三室地域へ入った姿であろうと思いますし、私は三代川の河川改修でも、町長の家があるからなかなかでき得ないかということも言われました。私はいつでもやる気持ちはあります。しかし、私の家がどうなって残っていくのか、またどこかへかわるのかにしたって、必ずほかの方々は、私に対して決して喜んでくれません。今まさに皆さん方がおっしゃっていただくように、残る方、残らない方、必ずあると思います。別れていくんです。この気持ち、やっぱり考えたら——その地域で残れたらいいです。残れなくて、仮にどこかへ転宅される。これほどつらいことはないですよ。それをあえて皆さん方からのご要望で、県河川で水害が起こる。その中であえて私はやっぱり、もうこの時期を逸したらあかんああとということで、皆さんが聞いてくれたんです。測量もできましたよ。つらい思いもしました。新聞に書かれて、町長の家の前だからできないんだということも書かれました。しかし、私は家内でも息子でも、そんなことは勇気を持ってやらないかと。何ぼ町長であろうが何であろうが、できるときはできるんだ、できないときはできないんだということを本人らに言わなかったら、私は家内にも息子にも娘にも必ず犠牲をさしとるんです。それをあえて情熱を持って好きだからやって



るんです。

いつも申し上げますように、私は政治を嫌いになったらやめますよ。交通整理しとったらそれでいいんですよ。それぐらいの気持ちで私はやっぱり対処してきたんです。何も私は長期政権がどうかというよりも、3期ぐらいが一番それはベターであろう。それが4期、5期になってきた。それは何らかの衰えはあります。50になったかて、これから働いたからいうたって、もう衰えがあるんです。それほど時代の早い勢いです。その気持ちをあえて、もう1回私はやっぱり情熱を持っていくんだ、まだこれからは国から大いにやっぱり市町村合併とか、そんなことは必ず言うてきますよ。もう必ず国が決めたら、必ず言うてくるのが当然ですよ。そのことをあえて我々忍んでいくと。あるいはまた住民の方々にやっぱり苦勞をかけていくんですから、そういう気持ちをやっぱり考えた中で、私は5選目を出馬させていただいたという気持ちで、これからも皆さん方の温かいご指導、ご鞭撻をいただく中で、ひとつよろしくご指導を願いたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 時間ですが一言だけ。町長の情熱は非常によくわかりました。5選目に出られることを表明されたわけですが、よくある1人の思い上がりなり、あるいは感情的に事を進むというような弊害、それから町内における自由な意見の出にくくなることなどのないよう頑張っていたいただきたいというふうに要望して私の質問終わります。

○議長（小野隆雄君） 以上で、9番、松村議員の一般質問は終わりました。

午前10時45分まで休憩いたします。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします

次に、7番、野呂議員の一般質問をお受けいたします。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） それでは、質問に入ります。

雨期を目前にしているわけでありましてけれども、主要河川の改修が依然として進んでおりません。水害対策は大丈夫か、伺っておきたいと思えます。

ご承知のように、斑鳩町の水害というのは、昭和57年、まだ皆さん記憶にあると思えますけれども、大水害がありました。そして、昨年7月4日、これは当町に降った雨

ではなくて、上流の豪雨による、一時水による水害、そういうものが起こりました。

そこで、富雄川の具体的な改修計画書はでき上がっておるのか、また改修計画の工事日程、年次計画はどのような内容なのか、伺っておきたいと思います。

それから、三代川につきましても、3月議会で質問もしたわけではありますが、3月議会時点から何が具体的にどれだけ進んでいるのか、聞いておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） それでは、富雄川の年次計画につきまして順番にお答えさせていただきますと思います。

富雄川につきましては、大和川の合流点から郡山市外川の地域まで約6.6キロメートルを総合治水事業として実施されております。平成12年度に安堵町の笠目地区で高瀬井堰と上下流の一部低水護岸工が着手されまして、13年度——今年度に一応完成予定ということに聞いております。

それとまた、JRの鉄道橋について、JRのほうと協議を進められておりましたが、14年から16年にかけて一応事業ができる見込みとなったというふうに伺っております。

また、斑鳩区域につきましては、12年度に測量調査が実施されまして、それに基づいて改修に伴う井堰、それから橋等の主要構造物について今情報を収集されているところでありまして、基礎資料として詳細設計もあわせて発注されると伺っております。

次に、三代川についてでございますが、未改修部分の約400メートル、阿波2丁目から3丁目にかけてですが、12年度より現地立会による土地の境界確定について順次進めておられます。駅前地域の地権者、関係者については、本年初めに地元説明を行いまして、計画内容をご検討をいただきました。その後、5月の16日、私が来てからですが、意向調査を県土木事務所の職員と一緒に個別訪問させていただきました。留守の人もおられまして、5名ほどまだお会いしておりませんが、ほかの方については一定のご理解を得たところでございます。

今後、そのまた5名の方について一応調査させていただくということと、今後その境界確定作業、現地調査に入りましたときの境界確定作業と、下流からの建物調査、一応了解を得られたところ辺からことしには建物調査を予定しておりまして、交渉に向けての資料づくりが土木のほうでされると聞いております。

両方の河川とも、一応重要な河川でありますので、事業促進に向けて、県と地元のパ

イプ役として、町のほうも積極的に関係者のご理解とご協力を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

また、水害対策は大丈夫かということでございますが、主要河川、雨期になって台風の襲来シーズンということもございまして、町の対応としましても、降雨時には河川パトロールによる監視体制の強化を図りながら、迅速に対応できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 富雄川につきましては、一定の事業計画が確定してきているようでありまして、この富雄川の改修につきましても、これは今まで改修してきたところの安堵の部分、あの地区で移転等がありまして非常に長期にかかっている、困難であったという原因もあるわけでありまして、しかし、いずれにいたしましても昭和57年、今から19年前になるわけですね。19年たってやっと笠目地区が終わったと。

今回起こったのは、斑鳩町では幸前地区。相当笠目地区から言いますと上流部分であります。もちろん今言いましたように、JRも通っておりまして、そういった工事上の一定の困難性もあろうかと思うんですけれども、しかし余りにも私は長いと思うんですね。19年。町長が町長になる前ですよ、19年前と言ったら。それから遅々として進まず、そして具体的に災害が起こっていると。

やっぱり私は、もちろん相手方がありますからね、そういった点では困難があるわけでありまして、ですからいわゆる防災予防に努めるということが大切だと思うんですね。これから梅雨を迎えまして、また秋には台風が来るということにもなろうかと思うんですけれども、ですから今回起こった、昨年起こった面につきましても、例えばパトロールをして予防に努めると言ってますけれども、土のうでありますとか、そういうものを、いわゆるオーバーフローする低い堤防につきましても事前に積んでおくとか、そういうことでやっぱり防止するということが大切だと思うんです。今、通って見ますと、そういう面が必ずしもきっちり、いわゆる堤防の低いところの応急的な土のうを積み上げるという形になっておらないのではないかというように思うわけですね。そういうことが大事だと思います。

それから、水がオーバーフローしまして、そういたしますと、いわゆる避難地域を町

は、例えば東小学校でありますとか、あるいは東老人憩の家、決めておったわけであり  
ますけれども、冠水いたしましたら、道路といわゆる道路横の排水路と、そういったも  
のがわからなくなると。しかも、水が濁っておったり、あるいは夜間でありますからね  
、そういうところにはまって命を落とすというようなことが新聞報道でも他地域でも起  
こっておるわけです。そういった面について、どういった具体的にその対策をとってお  
るのか、もう1回伺っておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 昨年の富雄川の堤防からの溢水、思わぬ災害であった。これは、  
郡山市、生駒市、奈良市、約平均100ミリ程度の時間雨量になったということで、大  
きな災害、いわゆる床上、床下浸水を生じたわけでございます。そうした経験が、我々  
は、今、目の前に浮かんでおるわけでございまして、事前の把握を常に適切に得てい  
こうということを考えております。事前の把握を適切にすれば、今野呂議員がおっしゃ  
ったような避難場所等の誘導も早急に対応できるのではないかと、このように思います。

したがいまして、雨期に入ったわけでございますので、富雄川の地域をまず重点箇所  
として管理をしていくと。そして、三代川も重点地域としての管理をしていこうと、こ  
のように考えておるわけでございます。

竜田川につきましては、相当河床も下げて、まあまあ安全ではないかと。それは雨量  
にもよりますけれども、そういう状態でございますから、富雄川、主に高安西団地付近を  
重点箇所として、常に状況把握して努めたいと、このように考えています。

また、事前にやはり溢水しないような形をとろうということは、今もご指摘のありま  
したように、土のうを若干積んで、防災的には積めると思うんです。防災対応としては  
積めると思いますから、そういう対応も県と話しながら、協議しながら対応をしてはど  
うかなということは、今協議をしている段階でございますから、今現在富雄川右岸に当  
時の、いわゆる去年の7月4日の災害に土のうを積んだものがそのまま放置しており  
ます。あれも若干堤防を高くしているわけでございますから、あの程度の土のうは積み  
るのではないかと、このように思っております。そういう中でどうしていくかというこ  
とも協議しておるわけでございまして、いずれにいたしましても、住民が安全に災害に  
対して安心していただくような我々は対応をしてまいりたいと、このように思っており  
ます。

ただ、非常に最近では集中的な豪雨が各所で起こっております。今まで100ミリの雨

というのは、ほとんどこれはなかったわけです。その100ミリに対応をできる河川というのは、現在は大和川も含めてないのではないかと、このように考えております。あくまでも、三代川にせよ50分の1で50ミリでございますから、そういうことを含めて、やはり内水排除の中で充実した治水対策をとらなければならないと、このように思っております。

したがって、斑鳩町にはため池も多くありますから、そういうようなため池の、いわゆる遊水池の利用も各水利組合にもお願いして十分な対応を図っていかうと。これは、非常に理解を得るのは難しい状態でございますけれども、できるだけやっぱり町民がすべて協力し合って、そして災害を未然に防いでいきたい、このように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 最近の雨の特徴というのは、やっぱり一時にゲリラ的に降るといのが、全国的に見ても、気象の異常といいますか、そういうものがあるんでしょうか、特徴的です。それがいわゆる大被害を及ぼすということですね。ですから、そういった意味では、従来の大体予測できる水の出方というのといわゆる違った出方がすると。だから、そういうものに対して、今いわゆる河川改修が追いつかないということに伴いまして、部分的に決壊したりオーバーフローする、こういうことが被害を大きくしているということですね。

ですから、私はやっぱり今の現状のもとで、できる限りの、いわゆる考えられる限りの応急措置をとる必要があると。ですから、今助役さんが言いましたけれども、富雄川については、前回土のうを積んだときのものがそのままほってあるんだと、こう答弁されましたけれども、やっぱり私はあの土のうでは、既に劣化しているわけですね。見たところによりますと、袋が劣化して、いわゆる再度ああいう状況が起これば耐えるのかということですね。

ですから、雨期を迎えて早急にきちっとした新しい袋にして、大体考えられる水位、かさ、どれぐらい前回来たと、それぐらいの程度は防止できるだけのいわゆる土のうを応急的に積んでおくとか、そういうやっぱり準備が必要ではないかと。それ以上のことが起これば、これはやっぱり残念ながらあきらめざるを得ない側面もあるわけですが、しかし考えてやっぱり手を尽くしたということがないと、これはやっぱり町民は納得しないと思うんですね。

既に、昭和57年、そして18年後の昨年起こっているやないかと、何で20年近くたっても改善でけへんのやと、こういう不満は、私どもの第一地所含めて、阿波地区を含めて、これは本当に歯がゆい思いで、雨期が来るたびに、雨がちょっと降ったらすぐ見に行って、三代川がすれすれに堤防沿いになっていると、道路すれすれになっていると。部分的にも何回か、ほとんど毎年のように部分的にあふれるわけですがけれども、そういうものを見ながら心配しているということなんですね。ですから、その辺の住民の気持ちをやはり十分酌んでやってほしいと。

私は、19年も大体河川改修、いかなる困難性であろうとも、今日のいわゆるスピードの時代に、世の中が早く進展する時代に、しかもいろんな技術も発達している状況のもとで、河川改修が19年も放置されると。もちろんそこに住んでいる住民の納得を得ないかんといい対人間相手の問題はありますけれども、しかし、かといって19年というのは長いということですね。町長が4期もしながら、それがしかも地元のいわゆる改修でありながらできないということであれば、これはやっぱり政治責任を問わざるを得ないということまでにもなってくると思うんですね。それは選挙で問われることでもありますから、これ以上言いませんけれども、私はやっぱり我慢にも限界があると、そういうことで、ぜひともこの斑鳩町で解決されておらない富雄川——竜田川はできましたから、富雄川、三代川については、これは最大の治水の課題だというように思うんですね。

三代川については、これは斑鳩町のほとんどすべてのいわゆる降雨を受けておる河川でありますから、最重要河川でありますから、これについてはやっぱり全力を挙げて、何をおいてでも全力を挙げてやってもらわんと、これは私は困るということを再度注文をつけておきたいと思います。

それでは、次に移ります。2番であります。

藤山マンション建設問題で、地元自治会住民が町、県に訴えていた問題点は、決着、解決したのか、未解決のままなのか、訪ねておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 市街化区域内におきますマンションの建設ということですが、建築基準法等法的には問題なく建築されているところではありますが、建設に当たり、道路問題等につきまして、地元自治会、それから事業主、建設業者、一応3者において協定が締結されて進められているところでもあります。しかし、道路の関係に

ついて一部問題が発生しており、現在町も含めて地元自治会と事業主側とにおいて調整に努めているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 1つは、あの建設については、法的にクリアしているということですね。もう1つは、いわゆる3者協定が結ばれたと。現在一部で、道路問題で話し合いがされていると、町が間に入って。これは具体的にどういうことなのか、聞いておきたいと思います。

特にこの問題が起こったときには、住民としては、いわゆる進入路が狭いと、それからもう1点は、通学路が危ないと、通学路として使用されておると、それについてのいわゆる懸念ですね、こういうことを言っておったと。

私はさらに思うのには、いわゆる消防車でありますとか救急車なども、非常に道路1本でありますから入りにくいと。さらに、地震や災害が起こったときに、避難や救助も守られないといえますか、袋小路でありますから、そういう状況だと思うんですけども、そういった住民が当初訴えておった点については、一体解決できる状況になっておるのか、その辺はどのような形でおさまっておるかという点も含めて聞いておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） この藤山マンションの件なんですけど、今、野呂議員がご指摘のように、いわゆる水路を暗渠にして道路の幅を広くしようということを基本協定で結んでおられます。これが確かに12月の28日まで施工を完了するという約束になっておるわけでございますけれども、されてない状況で、5月の14日でしたか、私のところに前自治会長、その前の自治会長、前々々自治会長、3人来られまして、してくれよらへんねんと、協定結んだけど、町どないかしてくれと、こういう強い要望がございまして、その中で、協定を結ばれたのは、やはり自治会と事業主の間柄ですから、町としてはやはり指導する限界もありますよと。

ただ、この道路については、聞くところ、境界明示したと。その中で、当初は水路だけふたしたら道路が広がるということでした承をされたわけでございますけれども、その水路自体が民有地になったと、境界明示でね。そうなれば、その民有地を買収していかなければならないという問題が出てきた。こういうことを私聞いておりましたんで、そういうことやでと、なかなかこれはやっぱり1業者で解決できる問題違うと、これは

やっぱり町も含めて解決していかなければならないと。町が仮にこの道路を整備計画としてそこに乗せようとしても、ことしは具合悪いですよと。来年いろいろ議会とも相談しながらそれは考えていかなんというようなことを話をしていたわけです。ただし、今現在としては、町が建設課と地元と、また事業主と十分話して、できるだけのことをやってということで今段階で進んでいきたいと思います。ただ、最終的には町が出なければならぬ事態が起こる可能性がありますと。そういうときには、我々は協力させていただきますと、こういうことを私その前、前々、前々々、3人の自治会長にお話したわけで、いや、安心いたしましたということでお帰りになったと。

今現在では、マンションがご存じのように90%ほど完成しているらしいですね。その中の基本協定書の中では、ガードマンとか誘導とかいろいろ不備もあったと思うんですが、それに対しては自治会も問題もされておられないし、また今現在自治会との相談の中では、境界フェンスをどうしようかということで業者に協議されているということも聞いておりますので、問題点は道路だけであろうと、このように考えております。その道路については、先ほど申し上げましたように、最終的には町が入ってその対応をしていかなければならないなという私は予想をしておるわけでございまして、それには対応していきたいなと、このように考えております。

ただ、やっぱり道路を、あの部分については、市街化区域でございますから、やはりこれからの土地利用もございまして、そういう中も含めまして、やはり考えていかなければならない路線であろうと、このように思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 今のは、いわゆる部分的な問題ですね。しかも、地元と契約を、覚書を交わして、そのことが履行されないと。しかも、履行されないことには、その理由が存在するということですね。これは、町が間へ入って努力をしていただいているということですから、それはやっぱり地元住民が納得するような形で決着がつくようにひとつ努力方をお願いしておきたいと思います。

私は、この問題は、単にこういった通学路、それからその進入路自体が狭いという問題だけではなくて、今助役が最後に答弁でちょっと触れましたけれども、今後の土地利用の問題について地域的に考えていかなければならないと、そういうものを含有しているという意味に私は答弁を受けとったわけでありましてけれども、まさにそのことが私大



事だと思うんですね。

斑鳩町の市街化区域内、私も農業委員会におりまして、農地転用なんかの審議にかかわります。そういたしますと、市街化区域でありながら、もちろんご承知のように、市街化区域というのは市街化にしていくという区域でありますから、調整区域というのはいわゆる農地をできるだけ保全していくと、このことは皆さんご承知だと思うんですが、ですから市街化にしていく区域、そこでいわゆる袋小路であったり、いわゆる土地が有効活用できない、死に土地になるというところですね。そういうような土地が至るところにあると。これは、いわゆる道路の建設の指導といいますか、開発といいますかね、そういうものがうまく機能してないということのために起こっているわけですね。これは、言えば、土地の所有者も不幸でありますし、それからその周辺に住んでいる地域住民にとりまして、これは不幸なことですね。もちろん日常的な通学、ここでも問題になりましたように、子どもの通学やとか通勤やとか、そういうものに具合悪いやないかとか危険やないかとかいうことと同時に、災害が起こったり、あるいは救急車が病気のと きに入りにくかったりとか、そういう問題も含有しているわけですね。ですから、私は、この藤山マンションで提起された問題というものは、そういう袋小路であったり、いわゆる土地自身の利用が将来不可能になると、多くの土地なんかがね。

ですから、そういうことで、この問題が起こったときに、私はこの抜本的な解決として、マンション敷地、あるいは南側の土地、他の人の土地だと思えますけども、そういうものの将来の活用、あるいは現道路の通学路の安全対策を考えた場合に、東側に道路をつくるべきではないかと、そしてマンションに何戸か入って、さらに増設されても、そういった地域の人には東側の道路を伝って例えば川本医院のほうへ向いて抜けるような、そういう余地があるんじゃないかという具体的提案をしたわけでありましてけれども、そういったものについては、業者も1回努力をしてみるとか、地元の住民の声の中でそういう話もあったわけでありましてけれども、実際は具体化しなかったということですね。

ですから、私はやっぱりその丁目というんですか、ごとぐらいの一定の面積で、そういったところのいわゆる道路網、あるいは災害対策、あらゆる面から考えて、開発される場合、家が建てられる場合、開発逃れの場合ももちろんありますけれども、そういうものをやっぱり行政側が指導して、いわゆる面的整備というものを誘導していく必要があると。そうしないと、これは将来本当に袋小路だらけになったり、災害のときには一

体どの道をどう行ったらいいんやと、一番難を免れるのかというようなことがなかなか理解できない地理的条件をつくってしまうというように思うんですね。

そういった意味で、私はこの藤山マンションの問題、このことが全面的に解決しなくても、この問題を教訓として、いわゆる町はどういうまちづくりをそれぞれの地域で考え誘導していかないかんのかという問題を提起したと。そういう問題について、やっぱり取り組むべき必要性が生じたんだというように私はとらえて解決方に努力をしてもらいたいということを申し上げておきたいと思います。——ちょっと、答弁をいただいておりますか。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今も野呂議員がおっしゃいましたように、有効活用できない土地を個人の利益のために迎えに行く、助けに行くというものじゃなしに、都市計画としてその地域を面的に整備する道路、これが私も必要や思います、今ご指摘のように。そういうことから、今後やはり市街化区域の中で、今も道路5カ年計画を設定をしていただいておりますけれども、そういう道路5カ年計画の中で進めていきたいと、このように考えています。

今、野呂議員がご指摘になった地域についてもその1つであろうと、私は思っておるわけございまして、今、道路、水路をふたして広くするというのは、4メートルにも満たないような状態になりますから、そういうことじゃなしに4メートル以上の道路として位置づけ、そして整備を今後していくということの対応を図らなければならない、このように考えてます。そういうことは、やはり議員皆様方のご理解の中で進めていかなければならない、このように思いますので、その辺ご協力をお願いしたいと、このように思います。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 今の答弁で、私は今の現在の道路5カ年計画の中では解決できないというように思うんですね。これは、いわゆる例えば一定の区域、地域で考えた場合に、その土地所有者、そしてそこに住んでいる住民、自治会、それから町と、やっぱり3者あいまってあらゆる面から検討をして考えないと、いわゆるそういう解決策、まちづくりの原案というんですかね、そういうものがやっぱりできないと。ですから、そういうものをリードするのは、やはり基本的には町だと思っておりますので、そういった意味でひとつ抜本的な方策を考えていただきたいということを再度お願いしておきたいと思

ます。

次、3つ目に移ります。

万代スーパー建設に伴います交通安全対策は、3月議会の答弁後どのように進んでいるのか、伺いたいと思います。また、開店時大変これは、開店時は開店ビラというのですか、開店ビラを入れますからお客さんが殺到すると思うんですけども、そのときの問題はないのか、そのことも含めて尋ねておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 万代スーパーの建設に伴います交通安全対策についての3月議会以降の進展に関しますご質問でございます。

3月議会におきまして、質問者から、また喜多議員からもご質問ありまして、一定のお答えをさせていただきご理解を得たところでございますけれども、3月議会以降も、スーパー側と西和警察署によりまして信号機の設置につきまして協議をされてきたのでございますけれども、県道東側町道の幅員、また信号制御によります定期的な停止によりまして県道の渋滞がさらに顕著になるとの理由から、信号機設置の許可がなされなかったということでございます。このことによりまして、県道を乱横断する方がふえる心配もございまして、出入口にガードマンを常駐をさせまして、無理な横断を防ぎ事故防止を図るよう指示をしているところでございます。

また、当該店舗のオープンに際しましては、同時に近隣にございます平群町、河合町、大和郡山市に同店の系列店舗がございまして、その店舗でも同内容の協賛セールを実施をすると、そして当該店舗への集中を緩和される考えであるということも聞いております。

また、場内の警備を充実をさせまして、県道上で入場を待つことのないよう対策を講じるということも聞いているところでございます。

なお、オープンから1週間につきましては、警備に当たります警備従事者14名を配置して対応をするということで確認もしております。その後、1週間後ですけれども、ガードマン3名を常駐をさせまして対応をしていき、事故防止及び交通渋滞緩和に努めるという報告も受けておるところでございますけれども、万代に対しまして事故のないよう徹底した対応をするよう指示をしているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君）　まずは信号機をつけるということを書いていたわけですね。これは業者負担でやらせるんだと言っておったわけです。私はこのとき聞いてまして、大体斑鳩町には服部道とのところに、交差点のところに信号機があると。そこからこの万代まで行くのに、何メートルですかね、50～60メートル違いますか、100メートルぐらいありますかね、100メートルにしたかて、非常に近いところに果たして信号ができるんかと、そういう道路政策が果たして正しいんかというように思っていたわけですね。案の定これは、今の報告のように、信号機の設置の許可がおりないということですね。

そういたしますと、買い物客で西から来る人は、これは歩いて来る人とか自転車で来る人は問題はありませんわね。ところが、東から来る、私どもの第1地所の5丁目の団地でありますとか、あるいは阿波、それから目安、駅前というふうに、そういうところの人は、JRから南の人は信号を渡って来るということが考えられますけれども、服部道から北の人で、大和高田　——斑鳩県道から東の人ですね、阿波、興留、そういうところの人は、歩いて信号まで行くと遠くなりますから、迂回せんなんですからね、直接私は渡ると思うんですね。サンクスのところから直に渡る、あるいは中信のところから渡るとか、そういう具合に五月雨式にあの道路を横断しなければならないと。

そういたしますと、現況でも　——私なんかはまだ、年はいってますけれどもまだましなほうですわね、動きから言えば。わずか6～7メートルの道路ですか、ですからある程度俊敏にといいますか、渡れる。ところが、さらに年をめした方でしたら、非常に難しいと思うんですね。あの道路につきましては、西名阪から来るせいか相当スピードを出してるんですよ。相当遠くにおっても、私らみたいなもんでも渡ったら、あっと思うぐらい近くに車が来ているという状況ですね。そういたしますと、私は今の状況を放置すれば、必ずや事故が起こると、人身事故が起こるというように予測しているわけですね。

ですから、この出店については、私は本来ならば許可すべきではないというぐらい思っていたわけですね。ところが、されたということですね。規模が大きいわけですから、来る人の人数というのは、私はやっぱり多いと思うんですね。もちろん万代は、拡散して、いわゆるオープン時は同時開店をして、3店に分散させたいと、こういうことを言っているらしいですけれども、しかし一方では、斑鳩の国道25号線のところにあつたやつは閉じているわけですね。それから、ご承知のように、ラポール、昔の斑鳩デ

パートと言っていましたけれども、ラポールにいたしましても、聞くところによりますと、相当数の店舗がもうやめるといような状況。そういたしますと、そこへ買いに行っていた人たちがやはり来られるということが考えられるわけです。そういたしますと、今の状況ではやっぱり、オープン時から1週間ガードマンを14名にすると、それ以降は3名のガードマンに減らしてやるといいますけれども、これでは私は事業者責任としては不十分だということに思うんですね。

ですから、そういう点について警察当局、一番交通については精通しておりますから、それから町、それから地域の実情を調べて、どれぐらいのどういう形をとったら一番安全対策上今とり得る最高の状況になるのかということ、きちっとやっぱりまとめて対処方を考えないと私はいけないのではないかと。今のままやったら、とにかく警察任せと、万代任せということですね。やっぱり町が私はもうちょっと積極的にやるべきではないかと。あそこの面については、やっぱり私は歩いて渡れるような施設をつくるべきではないかと。

いかるがホールの前は、3億円かけて歩道をつくりました。あそこのいわゆる通る人数といたら、3億円かけて恐らく1人通るのに何十万円ぐらいかかるぐらいの設備投資だと思うんですけども、ああいうところへあんなものをつくるのであれば、この万代のところはもっと立派なものをつくらないかということに思うわけですね。もちろんこの道路は県の許可でありますけれども。

それと、例えばこういうことが具体的に考えられないかという提起をしたいと思います。

1つは、斑鳩町でこの道路を、北のほうへ行きますと、並松から出てくるなにがあります。前は小学校の生徒でありますとか、あるいは幼稚園がありましたからね、生徒児童が通っておりました。歩道橋ですね。あれは現在全く使用がされておらないというように私は見ておるわけですが、あれなんかを移設して、業者責任で移設して、そして歩道に転用すると、あそこで、万代の前で、そういうことができないものかどうか、再度その他の対策も含めて伺っておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先ほど野呂議員がおっしゃったように、3億かけて歩道橋をつかったというのは、みんながやっぱりあのいかるがホールは、こちらの南中学へ車を置いたら、やっぱり横断するのにあの上をということでみんなが希望をされたわけですから

、何もあんな人が通らないからどうやというのに、当然バリアフリーして歩道をつくっているわけですから、そういうことを言ってまた向こうのほうの歩道をこっちへ移設したらどうかと。今現実に歩道を渡っているのは、小学生だけですよ、あえて。バリアフリー化と言うてるわけでしょう。バリアフリー化と言うてエスカレーターでもつければ別ですけども、渡りませんがな、あえて。今現状言うて、歩道橋を渡るというのは、小学生か、あるいは必ずだれかに注意されてという人しか渡らないんです。皆役場の前でも渡っているのは、大人が渡ってるでしょう。役場の職員が渡っているというて怒られるわけでしょう。何で歩道橋渡りませんかというて。恐らく職員が歩道橋を渡っているぐらいですがな。だから、時代が変わってきたんですよ。

ただ、問題は、今野呂議員ご指摘のように、万代というスーパーがあそこへ来るんですから、あとはガードマンなり、あるいはそういうことの指導を徹底して、事故の起こらない、未然に事故を防止できるような対応を我々行政としては当然言うていくことが一番大事なことであろうと我々は思ってますし、当然ああいうところへ店がつくられて、もし事故が起こったらやっぱり斑鳩町の町民の方々に大変ご迷惑をかけますから、そういうことのないような事前に防止を、今現実ではガードマン14名ということで、あるいは平日は3名ということをやっていますけれども、道路の両端にガードマンをつけて、人を横断できないようにしていくか、あるいはこちらのほうのどういう対応をするのか、十分やっぱり業者側と——万代さんと協議をしながら、警察とも協議をしながら安全をまず確保して、そして渋滞の起こらないような対応を我々としては、建った以上これから行政としてはそういうふうに指導することが一番大事であろうと思ってます。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） これなんかも、やっぱり万代が計画した時点で、こういうことについて十分論議を尽くさずして、後追い対策になっておるわけですね。そのところが、私はやっぱり問題だと思うんです。町長の答弁も、これは建ったんだからしようがないと、後どうすべきやと、その万代が言うてるガードマンでしようがないやないかという答弁の仕方ですわね。

さらに言えば、いかるがホールのあれは3億円、みんなで望んだことやないかという開き直りですわね。幾らみんなが言うたかて、あの施設については、批判がありますよ。公共投資として、あれだけの3億を使って、あんだけの人数しか通らんのを、果たして有効な金の使い方かという批判はあるんですよ。それは幾ら抗弁しても、そういう町

民の批判はあるということは事実ですから。あなたの耳に聞こえてこんだけかしらんけどね。

だから、私が言っているのは、いずれにしてもこういう店舗ができた場合、集客が多い場合、必ずそういう付随する被害を地域住民に及ぼすと。それについては、本来的に言えば、商売関係の打撃ももちろんですけども、来たら、それで命を落としたり怪我をしたりというようなそういう施設が来る場合には、やっぱり事前に十分検討をすると、対策を練ると、このことが抜けるとしようがないと、業者がやる手だてしかしようがないということになってしまうと思うんですね。

この信号をつけるという問題でもそうですよ。つぶれているわけですから、事実上ね。ですから、信号をつけるという検討を十分してこなかったということですよ。こんなものをちょっと建てる前に、ここへ信号をつけるということで申請しとったら、こんな無理ですよと建てる前に結論が出せる問題なんですよ、これはね。だったらどうするかと。業者にどう責任を負わせてやるかということについて、真剣に考えなければならぬと思うんです。

ですから、私は、今の古い歩道橋が使えるもんかどうかわかりませんが、しかし今はそういうものはバリアフリー化ではしないんだと、あれは階段なんだからという町長の言い分だと思うんですけどね、階段であったかて、足の元気な人は、それは渡れるわけですよ。完全に安全な場所なわけですよ、通る上では。下を横切るよりもはるかに安全なんです。ただし、障害者は、それは渡るの難しいですよ、できないですよ。

だから、そういう欠陥はあるけれども、しかし大多数の人は、そういうものがあれば安全に渡れるということは事実ですからね。今現在のところは、コケが生えてほとんど使っていないということは私も現認しておるわけですから、そういったことについては、やっぱり私は検討を加えていいんじゃないかというように思うわけです。これは私の意見でありますから、それだけ申して終えておきます。

次、4番目に移ります。

次、町民プールの大人用、子どもプールとも、日除けと座る設備が不十分との声があります。プール開きまでに改善できるか、調査を求めたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） いよいよ町民プールの開設時期になったわけでございますが、日除けについてのお尋ねでございます。

この町民プールには、北側の25メートルプールのほうには、日除けテントを設置いたしております。しかし、幼児用プール側にはそうしたものがないと、こういうことで、昨年度も仮設テントを設置いたしまして、日除けの対応をさしていただいたところがございます。本年度につきましても、プールサイドの場所の面積にも、広さにもよるか検討をしなければならぬわけでございます。できるだけ多く、2人ぐらいにふやせればというふうに考えております。そうした対応をしながら日除けの設置をしていきたいというふうに考えております。

また、椅子等につきましては、仮設の折り畳み椅子等でも置ければ置いていきたいというふうに考えております。

あと、周辺が子どもが多く利用いたしますので、走り回るといこともございます。そうした安全面も十分検討をする中で、椅子等の配置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 余り時間がありませんので、言いますと、いわゆる屋根のあるところがあるらしいですけれども、日が横から差し込みますと、実質上は役に立たないと、日除けがね。ですから、よしず等で側面から、真上に太陽があるときはよろしいですけれども、東、西に太陽が移動したとき日が差し込むというのは、これは道理であります。それが差し込んで日除けの役割を実質上果たさないということがあるといことですね。ですから、そういった点についてひとつ対処方をお願いしておきたいと思っております。

それから、あとは座る場所ですね、長椅子なりすのこなどでもいいと思うんです。そういったもので座れるようにというようなことをひとつ検討していただきたい。もちろんこれらの問題については、子どものプールのほうですね。これは特に幼児でありますし、それから大人にいたしましても、おじいちゃんとかおばあちゃんとかいう方ありますからね、いわゆる強い日差しには弱いという側面があるわけですから、その子どもプールについても同様のことを考えていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

次、5番に移ります。

空き教室は小中学校に何教室あるか、教育委員会での論議はどうなっておるのか、伺っておきたいと思っております。



○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 先ほどの質問になるわけですが、よしずの設置につきましては、昨年度は西側で一時使ったんですけれども、幼児用プールにはやはり近くないと保護者の人が安心できないと、こういうことで、東側のほうに持ってきております。そうしまして、よしずを張りますと、まともに西日が当たってまいります。そうしますと、よしずをしますとプールが見えないということもございます。そうした点について非常に困難かなというふうに思っています。

それから、中学校の空き教室についての状況でございますが、今の利用状況について説明をさせていただきたいと思えます。

まず、斑鳩小学校につきましては、29教室中25教室を普通学級に使っております。差し引き4教室については、今家庭科の被服室、あるいは生活科室、資料室、児童会室等に使用いたしております。

西小学校につきましては、19教室あるわけですが、その中で16教室を普通教室として使っております。残り3教室につきましては、民俗資料室、生活科室、会議室として使用いたしております。

東小学校につきましては、24教室中21教室を普通教室に使用いたしております。残り3教室につきましては、生活科室、倉庫——これは、消防の備蓄用の倉庫でございます。それと、民俗資料室として使用いたしております。

斑鳩中学校につきましては、25教室中15教室を普通教室に使っております。あと残り10教室については、障害児教室の準備室、あるいは会議室、多目的教室、倉庫といったようなところに今使っているところでございます。

南中学校につきましては、17教室中13教室を普通教室に使っております。残り4教室につきましては、選択教科履修室、あるいは特設実習室等に使っているところでございます。

このように、各学校とも未使用の教室は今のところございません。また、普通教室以外の教室につきましても、各学校の運営目的に合わせて利用をいたしているところでございます。

今後につきましても、こういった総合的な学習の時間、来年度から取り入れられるわけでございますし、また少人数学級の導入も今後出てくるわけでございます。当然使用状況につきましても変化していくというふうに考えているところでございます。こう

したことを考慮する中で、各学校とも十分協議しながら学校の運営に合致した利用方法を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 時間がありませんので、斑鳩中学校の25教室中使っているのは15教室と、10教室が他に転用しているということですね。これは、今の説明では、いわゆる倉庫、これは多目的に使っているということですね。ほかの学校では、備蓄に使っているという倉庫ね。答弁でしたけれども、10教室も、使い方の内容については具体的に、時間がありませんからこれ以上聞きませんが、しかし多目的な倉庫という1つだけを聞きましても、いわゆる普通教室の活用方法としては、私はやっぱり情けないのではないかというように思うんですね。10教室もあるならば、もっとやっぱりよく論議して使い方について考えるべきではないかというように思います。

例えば、新聞やテレビの報道でも、いわゆる少子化に伴いまして空き教室がたくさんあると、その活用方については、地域住民に開放したり、あるいはボランティア活動、あるいは老人などの活動、そういうものに活用したり、いろんなことがされております。やっぱり当町につきましても、広くそういった点も研究していただいて、有効な活用方をお願いしたいということで終えておきます。

次、あと4分でございますので、6番目、「国保、年金の滞納の実態を問う」というように書いてあります。これで、時間がありませんので滞納者の戸数だけ聞いておきたいと思います。そして、その滞納者で保険証を交付していない、短期の資格証を渡しているというように思うんですけれども、そういう件数は何件か、それだけ聞いておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 国保の関係での滞納世帯数でございますけれども、全体の加入者数は4,237世帯あります中でございますけれども、その中で転出されている方とか国保から社保のほうへ移られた方ということも含めました中では、滞納世帯数は568世帯でございます。それと、短期被保険者証の交付でございますけれども、去年の3月末から6月末にかけての交付した状況でございますけれども、いわゆる6カ月交付者が180人、それと3カ月交付者が41人、合わせまして221人でございます。そういった中で、いろいろ面談する中で、その後完納されている方とか一部残されている方とかございまして、最終的には102名というような数字ということになってございます。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） それでは、最後の質問に移ります。7番目であります。

塩川財務相は、3兆円の歳出削減が必要だとして、地方で1兆円、国は2兆円ぐらい削っていく計画だと、5月30日の国会の予算委員会で明らかにいたしました。

そういたしますと、当町の規模ではどうなると予測されるか、伺っておきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま申されておられますように、塩川大臣の記者会見で、地方交付税に関する発言につきましては、国の財政の中期展望に基づけば、国債発行額を30兆円に抑えるためには、3兆円を上回る歳出削減が必要である。その中で、国も歳出削減を努力する中で、地方も同様に歳出削減の努力をお願いしたいという趣旨の発言だと考えておりますが、仮に地方交付税総額が1兆円削減されたとするならば、本町の影響額は、平成12年度ベースで申し上げますと、約1億円の程度になると予測しております。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 終えておきます。

○議長（小野隆雄君） 以上で、7番、野呂議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

続いて、5番、松田議員の一般質問をお受けいたします。5番、松田議員。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） まず初めに、「家庭ごみの有料収集の目的と意義、これからの課題についてどのように認識し対応しようとしているのか」ということで質問をさせていただきます。

まず1つには、家庭ごみの有料収集に踏み切る自治体がふえてきています。斑鳩町も有料化に踏み切っているわけでありますが、これまでのごみの収集処理費は、通常住民税の中で賄われています。そのために、ごみ処理費にどれだけの税金が使われているかということについて、実感として持ちにくい状態があると思えます。

そこで、斑鳩町の場合、ごみの有料化導入前の収集処理費は、総額、あるいは1世帯当たりどの程度の額になっているのか、まずお聞かせください。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ごみ有料化導入前の収集処理費の総額ということのご質問でございますけれども、平成11年度の決算額でお答えをさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

平成11年度におきます塵芥処理に係ります額といたしまして、4億307万7,355円の支出をしているところでございます。これを1世帯当たり割り戻しを行いますと、約9,800世帯がございまして、1世帯当たり年間4万1,000円程度のご負担をしていただくという計算になってまいります。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 有料化は、いわゆる税とは別に処理手数料として徴収をされます。住民に負担感を持ってもらうことになり、負担感がごみを減らそうという意識につながることを期待されています。斑鳩町の場合、有料化導入前と導入後では、どのような結果になっているのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、ごみ有料化につきましては、広く住民の方々にごみ問題への関心を高めていただき、そのことによりましてごみ減量化につながる効果を期待をいたしますとともに、個々に努力をしていただいた分結果が顕著にあらわれるということが住民負担の公平化にもつながるなど、住民意識の改革のための手段としてごみ有料化を導入し実施をいたしているところでございます。

その結果を数値的に見ますと、ごみ有料化を実施いたしました昨年の10月から本年の3月までのごみの搬出量と、それから平成11年度の同時期の排出量を比較いたしますと、ごみ全体の量では、約1.8%、74トンぐらいになろうかと思っておりますけれども、その減となっております。また、可燃ごみだけで見ますと、約5%の減となっているところでございます。このことを見ますと、住民の皆様方にごみの問題に対しての意識が高まっているのではないかと、このように認識をしているところでございます。今後も引き続きまして、ごみの減量や再資源化に住民の方々に取り組んでいただけないかと、このようにも期待をしているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 斑鳩町の場合、ごみ袋の値段の設定のいわゆる算定根拠として、どのようなことが考えられたのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 指定ごみ袋の手数料の設定についてのご質問でございますけれども、有料化導入前の過去3カ年の処理費に要しました経費を、各戸に配布をいたしましたごみ袋の枚数で割り戻しをさせていただきました。袋1枚当たり約5キログラムほどの容量がございますけれども、その要しました処理にかかります経費を算出したところでございます。この費用を、住民と行政との負担割合から、住民の方の手数料としての負担額として算出をさせていただきました。また、この負担割合につきましては、定説では住民の方が2、行政側が8の割合と言われておるところでございますけれども、ごみの減量推進を考慮させていただきまして、当町では住民の方が3、行政が7の負担割合をさせていただきまして算出をさせていただいたところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） ごみの有料化を考える場合、いわゆるごみを少なく出せば少ない負担で済んで、多く出す人は相応の負担を負うというシステム、いわゆる負担の公平化という理念が重視されるべきであると考えますが、経済的メリットをもたらすことが大切ではないのかというふうにも考えます。そうした視点で見ますときに、現状の手数料設定は不十分ということをおっしゃるを得ないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ごみ処理手数料を検討をするに当たりまして、5つの基本事項を定めまして検討を行いました。その1つといたしまして、まずごみ減量につながる手法であること、そして2つといたしまして、分別の徹底が図られ、資源化率が高まる手法であること、そして3つといたしまして、ごみ搬出者が容易に受け入れられる手法であること、4つといたしまして、ごみ排出者の負担をできるだけ軽減できる手法であること、5つといたしまして、ごみ搬出者の負担が公平になる手法であることというこの基本事項のもとに検討を行いました。また廃棄物減量等推進協議会にもお諮りをする中で、ごみ処理有料化の手法及びごみ処理手数料の設定を行ったところでございます。

なお、手数料設定につきましては、廃棄物処理法に基づきまして、行政の責務、住民負担の軽減などを考慮をいたしますとともに、先進的に有料化を実施されております市町村との整合性も勘案しながら設定をさしていただきました手数料であるというふうに考えております。

担当といたしましては、この設定金額につきましては妥当ではないかと、このように考えておるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

また、排出者の経済的メリットを高める手法といたしましては、一定枚数の袋は低価格に設定し、それを超過する分には高額に設定する方法と、また一定枚数の袋を無料にする方法とがございますけれども、手数料の徴収が複雑になるとか、またごみ減量にはつながりにくいと、問題点もありましたので、採用をいたさなかったというところがございます。これにつきましても、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） ごみ処理を一般財源から切り離して手数料だけで運営することが最もわかりやすいと思うんですが、斑鳩町でごみ処理費を全額手数料で賄うとしたら、家庭負担はどの程度になりますか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほどのご質問にもお答えをさしていただきましたように、平成11年度の決算額をもとに算出をさしていただきました。1世帯当たりでは年間4万1,000円ほどのご負担をしていただくことになろうかと。また、これを1人当たりで見ますと、まず1世帯一応3人として計算をさせていただきますと、年間で約1万4,000円程度のご負担になろうかということでございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） ごみの処理費を電気あるいはガス代と同じように、基本的な生活費用と位置づけられる値段にすべきだという議論もございます。このことについてどうお考えでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ごみ処理を考えますと、現在では、生活をしていく上で基本的な事項として、廃棄物処理法に基づきまして一般廃棄物を市町村が処理することになっているところがございます。このことを考えますと、費用につきましても、基本的には生活していく上での必要経費と考えられまして、ごみ処理の民営化での論議も出

ているところではございます。今後、この論議につきましても高まってくるのではないかと、このように考えております。

我々といたしましても、民間委託とか民営化について調査研究を重ねていく必要があると、このように考えているところでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 住民税はそのままにしておいて手数料をかけていくということについては、住民にとっては二重負担と言える、そしてなし崩しの増税ではないかと受け取られかねないとも思います。この場合必要なことは、手数料収入を住民にきちんと還元をするという方策が講じられることが前提になるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当町が行っております今回のごみ処理有料化の目的は、ごみ減量化、資源化を大前提といたしているところでございます。このことから、町長もごみ有料化を実施するに際しまして、手数料を徴収することで得た収入につきましては、ごみ減量、資源化及び環境対策等に使用することを言明をしているところでもございます。

今年度で予算化をいたしております、現在取りかかっております生ごみ処理機の設置とか、公共施設に設置しております空き缶の処理機の更新もこの一環として現在事業を実施させていただいているところでございます。以後につきましても、このごみ処理手数料の収入につきましては、ごみ減量とか資源化及び環境対策に使用することで住民の皆様方に還元をさせていただきたい、このように考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） この場合の手数料収入の還元措置というのが、いろいろ環境対策に特定をして使うなどの方法が考えられますし、環境型社会を目指す上で有料化の効果は大きいと考えるのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当町も循環型社会の構築を目指しておりますので、このごみ処理手数料の徴収によります収入は、その財源として考えていきたい。質問者が申されているとおり、有料化の効果も大きいものと、このように考えているところござ

います。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 2番目の問題に移ります。

史跡の藤ノ木古墳の整備計画書によりますと、いわゆる計画の見直しということを検討していくというふうに常々理事者側は説明をしているわけではありますが、その具体的な見直しの内容が定かになってきません。特に私は、関係者のご努力によって、藤ノ木古墳の整備計画の具体化を図るための前提となります整備計画用地の取得、あるいは石室羨道部門の発掘調査が行われましたことから、いよいよ本格的な実施計画の具体的な取り組みができる状況が整いつつある、このように今考えております。基本計画書では、3つの道具を設定して整備の方向を示しています。

1つは、遺跡保存活用ゾーン、2つ目には、関連施設ゾーン、3つ目には広場の整備ゾーンということになっています。広場の整備ゾーンの関係につきましては、用地取得の目標が一応立ってきているわけでありますから、一応面積全体を把握することはできている。その中でいわゆる広場のゾーンであるとか関連施設のゾーンということが考えられる、こういうふうに思います。

そうしたことで考えていきますと、最も重視されるのは関連施設の整備ゾーンの関係でありますけども、その中で重視されるのは、やっぱり資料館の関係ではないかというふうに思うんです。ところが、その資料館の関係につきましても、どういう規模の資料館を考えるのか、あるいは展示室的に展示を中心としたものになるのか、あるいはそれらの出展品などの関係を保管管理をすることに重点が置かれることになるのかということによって、設備条件とその財政投資のあり方がいろいろと変わってくるだろうと私は思います。

そういうことから、この資料館の性格、位置づけをどのように考えていこうとしているのかということが1つ。

2つ目の問題としては、石室の保存、いわゆる遺構の保存整備の方法というのが、調査がそれぞれ進んでいますし、雨漏り対策、その他の関係についても今後も引き続いて行っていくということでありますから、問題はそれを一般公開する状態をどういうふうな形で行っていくのかということが一番注目される場所だと思います。このことについては、整備基本計画の中でも具体的な考え方の基本になることは明らかにしているわけでありますけれども、そういったことについて現段階でどういうふうに考えていこう



としているのか。

さらにまた、一括して申し上げますが、この整備基本計画の関係の中では、用地費を除きまして一応整備費用額というのが1億7,000万程度の関係の見込みを立てています。これは前期の計画に基づくものでありますけれども。そうした関係について、現時点でどのようにお考えになっていくのかということ。

さらにあわせて、今後検討委員会で十分検討していくというふうに言われるんですけども、整備検討委員会の開催予定など今後のスケジュールについてお聞かせをいただきたい、こう思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、5点ほどのご質問をいただいております。

まず、保存整備の方法ということでございますが、現在石室の公開につきまして、今質問者もおっしゃっていただいておりますように、内部の見学をできるようにと、こういう石室内の整備を考えているところでございます。現在、そのために保存修理事業といたしまして、保存の工学的調査を実施しているところでございます。

町といたしましても、この基本計画書にあります人の立ち入りは玄門部までとした玄室部の公開を実現したいというふうに考えているところでございます。この保存工学的調査の結果によりまして、修理の手法の検討や、あるいは石室及び石棺の環境変化がどのようになるのか等を、十分国、県及び整備検討委員会の中で意見を聞きながら検討し、最終整備案を取りまとめてまいりたいというふうに考えております。

それから、展示の関係でございます。これにつきましても、今整備基本計画にございますように、資料館の設置につきましては、第1期の第2次事業としての位置づけをしております。その前に第1次事業としての石室を含む墳丘の整備を掲げておるところでございます。そして、先ほども申し上げましたように、現在石室保存のための調査を実施しているところでございますので、この調査結果の検討によりまして、石室の保存修理工事の実施も検討されますことから、これらの整備の見通しを立てることが藤ノ木古墳の整備にとってまず大事ではないかというふうに考えております。

こういったことから、この調査整備にめどが立ち次第、文化庁及び現在管理団体となっております奈良県立橿原考古学研究所などの関係機関との協議によりまして、当町での展示について十分協議検討をいたしまして取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、資料館の遺物展示のあり方ということでございますが、藤ノ木古墳での資料館と、現在いかるがホールの方で歴史資料室を持っているわけでございますが、これは、今いかるがホールの方で展示いたしております資料室につきましては、藤ノ木古墳の資料館ができるまでの一時的なガイダンス施設というような位置づけでさせていただいておりますので、資料館ができましたら、出土遺物の展示についてはそうした資料館のほうに移管する予定をいたしているところでございます。

それから、事業費の見込みということでございますが、平成8年にこの基本計画書を策定させていただいております。この計画書にあります年次計画では、史跡地の買い上げ事業が完了したことを想定して作成させていただいたものでございまして、この年次計画では、墳丘及び石室の整備期間として4カ年を当初見込んでいたわけでございますが、これらの実施年度につきましては、藤ノ木古墳の史跡整備事業化について、早急に文化庁、奈良県とも十分な協議を持ちまして、実現に沿う形で見直し、検討を今年度を実施してまいりたいというふうに考えております。

ただ、先ほども申し上げましたように、石室保存修理工事が調査の結果必要となれば、これらの年次計画及び事業費に大幅な修正が必要であろうというふうに考えているところでございます。

また、事業費につきましても、整備計画策定段階で、よく実施されております古墳の墳丘部分を中心とした整備例を想定いたしまして、先ほど質問者もおっしゃっていただいておりますように、1億7,000万程度の整備事業費を概算しているところでございます。

いずれにいたしましても、現在まだこれらの点につきまして検討されていない段階でございまして、今後早急にそうした見通しがつくように努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、藤ノ木の整備のこれからのスケジュールということでございますが、今現在検討委員会の開催につきましては、本年度では石室の保存修理の方向性を検討してまいりたいというふうに考えております。

この保存工学調査につきましては、昨年度の発掘調査を年度末まで実施しておりましたことから、その調査の一部につきましては繰越手続をさせていただいて、本年度にその残りの調査をしてまいりたいというふうに考えております。

そうしたことから、これらの調査経緯や成果を見据えながら、まず平成12年度実施

の保存工学調査成果の分析と工学分野などの専門家によります検討をいたしまして、8月、また9月ごろに開催する予定でございます。その後3回程度の検討委員会を開催してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） それでは、また次に移ります。

質問のほうの3番目は、ここに書いてあるとおりでございまして、あえて釈明する必要もないんですが、私自身がかつてたばこ愛好家でございます。かなり多く吸っていた状態でありますから、たばこ愛好家の立場からいきますと、その共生をやっぱり私どもは考えていかざるを得ない、こういうふうに思うんですが、快適な喫煙空間の確保ということと、健康増進を守るために、そしてたばこ愛好家との共存共栄といいますか、そういったことを考えていく立場から、町が所有する公共施設などにつきましては、積極的にやはり喫煙指定場所を設定し、空気清浄機などの設置を行ってお互い健康に留意をするというふうなことが考えられるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 生活形態の変化や労働環境の複雑化、機械化、食生活の変化など、住民を取り巻く健康を阻害する要因は複雑化、多様化してきておるところでございます。そうした中で、県におかれましても、去る5月31日世界禁煙デーに、喫煙場所に空気清浄機を設置し、職場でのたばこ自粛を要請されたところでございます。

本町におきましても、役場、公民館、体育館等の公共施設における空気清浄機の設置を今後も積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） では、質問の4に移ります。

「いきいきの里の利用状況についてどのように判断をしているか」という問いかけをしていますが、特に私は見解をお聞きをいたしたいと思っておりますのは、いきいきの里のお風呂のほうの関係は非常に人気があるようでありますけれども、設備条件からいしまして、会議をできる場所といいますのは、和室6畳一間の関係だけだというふうに思います。極めて、この利用状況も今あるようすけれども、不十分ではないのか。また、本当に会議もあわせて行いながら風呂をとということを考えますときには、かなり使用勝手が悪いというふうな状況があるんじゃないかというふうに私は思います。

また、もう1つは、多く期待をしていないわけでありませけれども、ゲートボール場の関係が規格に合わなくて全く使われていないという状況にあるというふうに思われます。せっきくの場所でありまして、ああいう設備がされておって使用できないような設備というのは、やっぱりいかがなものかというふうに考えます。

したがいまして、私はできれば、会議室が不十分であるという認識に立つならば、いわゆるゲートボール場などについて会議室に模様がえするとか、あるいはゲートボール場として生かそうとするならゲートボール場についての規格に合致した施設にやっぱりするとかというふうな方法が考えられてしかるべきではないのか、こういうふうに考えますが、この点について絞ってお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、ご質問をいただいておりますように、確かにゲートボール場につきましては、質問者のご指摘をいただいておりますように、オープン以来利用者の数というのは少ないのが現状でございます。今までで、7件で114名の方のご利用にとどまっている状況でございますけれども、このゲートボール場の設置につきましては、当初計画を立てる中でいろいろ種々団体等の方々からご意見を伺う中で、老人会等からのご要望もあり、整備をさしていただいた経緯がございます。ただ、公式のゲートボール場への拡張ということになりますと、今の現状の敷地等を考えますと、これは公式のゲートボール場への拡張というのは無理の点がございます。しかし、当初の設置をそういう形で、多世代間の交流をしてもらうためにも、1つはゲートボールをしていただく中で多世代間の交流も図っていただければという、こういう考え方もございましたので、今現在利用状況がかなり少ないという状況の中ではございますけれども、そういうことで、この場所、施設を関係団体に、そういう多世代間の交流の場としての利用がしてもらえるように働きかけを行ってまいりたいと、このように考えております。

また、このような働きかけをいたします中で、その後のこの施設の利用状況など見ても、総合的に検察を行いまして、質問者が申されていることにつきましても、1つの課題として検討をしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 当面そういうことにならざるを得ないのかと思ひますけれども

、今日まで斑鳩町がいろいろ施設をつくったり設備を講じて住民に供するという対応をとっていますけれども、例えば中央体育館の前のテニスクラブの関係も、規格に合わないということで一応問題視されてきた状況があります。しかも、今回もまたいきいきの里などについての設備も、いわゆるゲートボール場の関係が規格に合わないから練習に不十分だと。結局、せっかく苦勞して住民の期待にこたえるべきということで施設を行いながら、その施設が有効に活用できない、歓迎されない施設に終わってしまっている、こういう状態。言葉が悪いんですけど、中途半端なものに結局終わっていると。そして、名目だけ言えるような施設をつくっているということについて、やはり反省をする必要があるのではないか。このことは、行財政改革の中でもやっぱり十分議論をして、本当に有効適切な施設運用となっているような考え方に立っているんかどうかということについて、私は反省をする必要があるのではないか、このように申し上げておきたいと思います。

次に、5番目の関係に移ります。

平成13年度の施政方針の中で、「コミュニティにかかわる組織の連携、再編成や活動の拠点整備を図っていく」、こういうふうな強調をされているんですけども、その具体的な中身についてお尋ねをしていきたいと思うんです。

ここで言います組織というのは、どういう組織のことで、どのように再編成しようとしているのか。また、活動拠点整備とは、地域における集会所というふうに私は理解するんですけども、そのように理解していいのかどうか、まずお尋ねをしたいと、こう思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 組織とは、第3次総合計画の前期実施計画の中で、「コミュニティ組織の連携の促進」として、住民が出せる力を出し合い助け合いながらよりよいまちづくりを目指すコミュニティ活動を推進するため、さまざまなコミュニティにかかわる組織の連携を進めていくことにしており、この中で連携を進めていくことにしている組織といたしまして、自治会をはじめ婦人会、老人会等の団体を考えておるところでございます。

次に、再編成についてでございますが、自治会について考えて見ますと、各自治会編成は1自治会10世帯から300世帯を超える自治会もございまして、自治会の統廃合も含めて編成する必要があると考えております。また、13年度の自治会連合会総会に

おきまして、各自治会として課題はあるものの、自治会の統廃合も含め自治会連合会として今後の検討課題として取り組まなければならないという意見もいただいております。

それと、次の活動の拠点整備でございますが、同じく総計の実施計画の中で、コミュニティ施設の整備といたしまして、地域住民の福祉の増進と地域コミュニティの育成を図るため、自治会等が行う地域集会所の整備に対し、地域集会所施設整備費補助金の交付をすることにしておりまして、質問者もおっしゃるとおり、地域集会所等のことでございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 斑鳩町の住民組織としての自治会は幾らあるのか、そして集会所はどの程度存在しているのか、お聞きをします。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 自治会数は、112自治会ございまして、集会所等の施設につきましては、43集会所でございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 斑鳩町のいわゆる住民組織であります。自治会の任務と役割について、どのように認識をされているのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 1つには、町から自治会への連絡事項の伝達、いわゆる回覧物等の配布にご協力をいただいております。町の施策の伝達に大きな役割を果たしていただいているところでございますが、自治会の最大の役割は、やはりコミュニティづくりであると考えております。

コミュニティ組織といたしまして、地域活動を通じて住民の自治意識を高めるとともに、住民と行政の相互の協力関係を深めながら、よりよいまちづくりを目指すため、コミュニティの核となる組織であると認識いたしております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） コミュニティ育成事業と位置づけて、自治会の連合会の補助金交付、それから自治会文具料の助成ということで行われていますけれども、この交付助成額の算出基準、あるいは根拠は、どのようになっているのか。また、自治会への文具料の助成というのが、どのように活用されているというふうにご理解になっているのか。

各自治会活動の実態というものをどのように把握しておいでになるのか、お聞かせをいただきたい。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 自治会の文具料には、均等割分と戸数割分がございます。均等割につきましても、1自治会につき1万円でございます。また、戸数割につきましても、1戸につき800円となっております。毎年1月1日現在の戸数をもとに算出したしております。

また、この文具料の活用方法でございますが、均等割につきましても、斑鳩町自治会連合会の会費として充当させていただいておりますが、戸数割につきましても、それぞれの自治会の判断で有効活用をされているものと推察しております。

各自治会活動の実態をどのように把握しているかということでございますが、さきに申し上げましたように、自治会とは地域活動を通じて住民が持てる力を出し合い助け合いながらよりよいまちづくりを目指す組織でありまして、各自治会それぞれに自主的な活動を展開しております。

今後とも、ハード面においても、活動拠点の整備とシステムにおいては、行政出前講座の開催などさまざまな施策によりまして自治会活動を支援してまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 以上の総括的な見解をお聞きをしたわけで、これから地域における集会所等のかかわり合いについてご質問をしてみたい、こう思います。

いわゆる活動拠点として、地域集会所等のない地域の傾向として、比較的戸数の少ない自治会、あるいは宅地開発指導要綱ができる前に住宅団地が形成された地域がというふうに、特徴的な面はそういうところにあるのではないかな、こういうふうに思うんですが、このことについていかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町といたしましても、世帯の少ない自治会や、指導要綱制定以前に開発の行われた自治会で集会所施設が確保されていない傾向にあると認識いたしております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） かつて、追手の町営住宅の跡地に消防第1分団の詰所と集会所を

併設をしましたコミュニティセンター建設等のかかわり合いの中で、全額町費で負担をして実施をするという理事者側の考え方に対して私は、今後町は必要な箇所に町の財政負担においてこのようなコミュニティの場づくりを進めるということに理解していかどうかということをお尋ねした経緯がございます。町はそのように考えていいというふうに答弁をされているんですけども、そのことについていかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 地域社会において、コミュニティ活動の拠点施設としての集会所等の施設が必要だと認識いたしております。

本町といたしまして、基本的な考えでございますが、地域単位のコミュニティ活動を積極的に推進するため施設整備が必要なことから、時代に合った補助金交付の見直しを行い、平成11年4月1日、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱を施行したところでございます。また、開発指導要綱の施設協力費についても、これらの整備を進める方策として活用することや、不用となった町有地の活用を行いながら、コミュニティ施設の整備を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） コミュニティの推進を重点施策として位置づけて、地域交流会館構想を平成9年だったか打ち出していると思うんです。——8年から9年にかけてですかね。ところが、計画を具体化しようとする段階で凍結をされた、そして現在に至っている、こういうふうに理解をいたしておりますが、一体地域交流館構想というものは、もう消えてしまったのか、あるいはなおかつその構想そのものについては生きているというふうに理解をしいのか、この点について見解をお伺いします。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 平成10年4月の総務常任委員会におきまして、考え方を申し上げ、一定のご理解を賜っておりますように、ふれあい交流センターは整備いたしましたものの、まだ最後の箱物事業と言われます平成15年度完成予定の（仮称）総合福祉会館の建設に相当な財源を必要とすることから、財政状況を勘案し、一時事業を先送りさしていただいてまいったわけでございますが、地域交流館の整備構想はまだ持っております、生きておるということで認識いたしております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） さっとお聞きをしていきたいと思うんですが、平成11年の3



月定例会での同僚議員のこの問題を取り上げての答弁によりますと、地域交流館構想による計画の凍結の理由として、「ふれあい交流センターや総合福祉会館の建設が優先であると考えて、また財政状況が非常に厳しい折から、地域交流館建設計画は当分の間延期をするということで、関係自治会にも計画の先送りについて説明し理解を得ていたところであります」、こういうふうに説明をしまして、いわゆる先送りをしたんだ、それはいわゆる、ここでも言いますように、ふれあい交流センター、あるいは総合福祉会館の建設ということを経由に挙げています。

当時の状況を考えてみますと、ふれあい交流センターそのものがこのときに実施をできるかどうかというのは、地元関係において非常に夢であったと。したがって、その関係がないとするならば、いわゆる地域交流館建設資金を充当するという考え方で進んでいたと思うんです。ところが、ふれあい交流センターの関係がひとつ進んできたということと、私個人的には、やっぱり補償といいたしめようか、火葬場等の関係があつて、地元のそういう強い熱望と、火葬場というものをつくらしていただいているということから、ぜひともそのとこへ資金を譲渡したいということになったと思いますから、その点は理解をするんですけども、さらに町側のいわゆる土地確保ということのおくれのために総合福祉会館の建設というものがずっとおくれしてきた。そのことを理由にして、この地域交流館の関係も重点施策の1つに挙げているにかかわらずそれが先送りをずっとされている。また、今後もそのままずっとこれらができないから先送りだ。

しかも、今の説明でありますと、15年ごろでないと総合福祉会館というものは建設が終わらない。だから、それ以前にできると、あるいは凍結解除をするという考え方はないというふうな説明に実は聞こえてくるわけなんですけれども、そういうことでこの経緯というものをとらまえていいんでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 我々といたしましては、いずれにいたしましてもそういう、平成13年度重点施策の中でも、そういったコミュニティ施設の拠点整備としての必要性は、うたっておるものはうたっておりますけれども、やはりいずれにいたしましても財政的な問題もございますので、そういった平成10年に申し上げましたように、一定の先送りをさせていただいたということの中で、現在もそういった状況は続いておりますということからご理解を賜りたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 今、そのままで続いているということについては理解をするんです。納得はしませんけれども。ただ、理解はするんですけれども、そうすると地域交流館構想そのものについては依然として重要施策の1つとして位置づけられるんかどうかということについては、お答えを明確にいただかないわけですね。現状はまだそのままになっているということだけで理解をせいと言われていることですから、これらのことについてはまた後ほど取り上げていくことになるか、あるいは時を改めてお聞きをすることにしていきたいというふうに思いますが、現在宅地指導要綱では、中高層団地を形成する住宅地区に対する集会所や緑地、あるいは広場の確保等の条件を満たすには不十分であるということ指摘をいたしまして、指導要綱の見直しを求めてきた経緯がございます。

さらに、高さ制限等の一応緩和措置も講じられたことによって、斑鳩町のあちらこちらには中高層マンション的なものも多く見受けられるようになってまいりました。したがって、この指導要綱は、検討あるいは研究をして改めていくというふうに言われていたわけでありまして、その後どのような経緯をたどっているのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 宅地開発指導要綱につきましては、良好な都市環境の形成に対し一定の役割を果たしているところでありますが、良質かつ低廉な住宅宅地の円滑な供給の推進の観点から、指導要綱の行き過ぎた内容に対し、国、県から是正の通知が出されておりまして、また議員から集会所等コミュニティにかかわる部分についての指導もいただいておりますことから、平成9年度に開発指導要綱の見直し作業を行いまして、10年4月から現在の要綱となっております。

見直しに当たりまして、ご質問者より指摘のありました中高層団地を形成する場合の総合的な広場、集会所についても検討いたしました。が、事業が個々別々にあり、また開発時期の違い等によりまして、全体計画を把握することが困難なことから、1開発ごとに対する指導となっております。しかし、事業者が同一で当初に全体計画の把握できるものであれば、全体計画をもって指導をしていきたいと考えております。

なお、今日経済情勢がかなり悪い中で、業者に対しまして過度な負担を求めることは、その負担が最終的に居住者等の負担につながることもありまして、過度の負担には良好なまちづくりの円滑な推進を阻害することも考えられますことから、指導要綱の行き過ぎた内容について、国、県から再三において是正指導がなされております。その負担

について再度検討、研究をする必要があると考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 地域集会所のこれまでの建設に携わる町側の担当事務所管をずっとながめてまいりますと、あるときには住民生活部であり、ある時には都市建設部であり、あるときには総務であってみたい、あるいは教育委員会であってみたい、それぞれ種々雑多に担当所管が入り乱れて取り扱われている。その担当所管の取り扱いの状況によっていろいろ中身がまた変わってしまってきているという状態であるんですけども、こういう姿というものは、どのようにご判断なさっているのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま申し上げましたように、自治会として新築及び増改築に関して斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱を発令される場合には、総務課で担当しております。また、補償による集会所建設につきましては、地元との交渉経緯等を勘案することから、補償事業にかかわる担当課で処理することが望ましいだろうと考えております。また、都市計画法第32条にかかわります集会所につきましては、開発担当の関係で協議していくというように、それぞれのセクションで担当していくことが結果としてはスムーズにいくのではないかと考えております。

しかしながら、町有財産の管理といたしましてどうしていくべきか、いずれの場合におきましても一つのまとまった考え方に立って整理していかなければならないと考えております。また、縦割行政としての弊害も考えられることから、今後行政企画調整会議等に諮っていく中で早急な整理をしていかなければならないものと認識いたしております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 現行の体制が合理的である、しかし検討していこうかという関係については、全くどういうことを意味しているのか理解に苦しむ内容だと思いますし、これが官僚特有の答弁ということかというふうに受けとめて、後刻この問題についてはさらに議論を深めていきたい、こういうふうに私は思います。

そこで、公有財産であります集会所の管理は、どの所管で担当しておいでになるのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 普通財産といたしましての集会所につきましては、企画財政課で管理いたしております。しかしながら、補償での集会所につきましては、補償担当課で行っております。また、町営住宅内の集会所につきましては、その担当課であります建設課で行っている状況でございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） それでは、町が補償によって建設をした集会所の所有権、あるいは管理権はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 管理につきましてはそれぞれの自治会でございますが、所有権につきましては、町のものもございますし、自治会になっているものもございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） このことについて、平成7年の9月の議会で、町は次のように説明をしています。公有財産として町が所有している集会所については、いずれも使用貸借契約を結んで地元自治会に維持管理をお願いしていると、こういうふうに言っています。いわゆる貸借関係の契約書を結んでいるというふうに言っています。今後の財産管理の方向性等については、町が補償により建設した集会所については自治会の所有、地元自治会が建設された集会所については、設置条例や補助規定等を改正して自治会の所有とする。都市計画法32条の協議により寄附を受けた集会所用地については、地縁団体等の法人格を持つ自治会の所有をと考えており、公園等も含め早急に整備をしたいというふうに考え方を示しています。

現在、集会所等の管理措置費は、このような方法がとられているのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町が補償により建設いたしました集会所につきましては、自治会の所有となっていない集会所もございますので、整理を行ってまいりたいと考えております。

また、都市計画法32条の協議によりまして、寄附を受けた集会所、公園等の自治会への移管につきましては、地縁団体が設立されていないので、町の財産のまま残っているのが現状でございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 町が補償によって建設をした集会所については、自治会の所有と

することの手順というのはどういうふうになっているのでしょうか。町負担で建設された建物は、たとえ地元補償としての物件であったといたしましても、本来所有権、管理権というのは町にあるのが本当ではないのかな。その上で、いわゆる関係自治体との管理委託の方法をとるとか、あるいは財産処分の手続を経て関係自治体に譲渡をするという手順がとられるべきではないのかな、こういうふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 自治会の所有とする場合につきましても、現在自治会との間で移管手続は行っておりません。また、管理を自治会にお願いする場合には、管理に関する委託契約を自治会と締結しなければなりません、締結できていないところもございます。これらについても、早急に整理してまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 都市計画法の32条に基づく集会所用地については、地縁団体等の法人格を持つ自治会の所有をと考えているが、現在法人格を持つ自治会はどの程度ありますのか、またこのことについてどのように指導をしているのか、お尋ねします。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 現在地縁団体等の法人格を持つ団体につきまして7団体ございますが、都市計画法第32条の協議により寄附を受けました集会所用地の所在する自治会で、現在地縁団体を設立されている自治会はございません。しかしながら、これらの用地につきましては、地縁団体等法人格を持つ自治会で所有されることが望ましいと考えております。

地縁団体の設立による法人格の取得等につきましては、自治会連合会の会合等の機会を利用いたしましてご説明申し上げましておりますが、地縁団体の要件として、自治会の区域、境界の明確化等ございまして、自治会は任意の団体でもあることから、地域の自主性にゆだねております。地縁団体の設立までこぎつけていないというのが現状でございます。

今後も、地縁団体設立に向けまして機会があるごとに該当自治会にお願いをしていき、地縁団体の設立がされましたならば、直ちに都市計画法32条に基づく寄附を受けました関係の集会所用地につきましては、所有権移転の手続をしてまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 私どもに、集会所等の公有財産の管理のあり方について、今後の対応として示されてから何年たつんでしょうかね。それが全くその当時の状況と一向だに変わっていない。漫然としてそのことを取り扱われている。そして、今のお答えを聞きますと、また同じようなお答えで終わっているということに私はなっていると思います。果たしてそういうことでいいんだろうかという疑問を持たざるを得ません。

それでは、補償とは、受けた損害をお金などで埋め合わせるということというふうに辞書にはあります。これまで町は、公共施設の整備促進を図る立場から地元補償事業を行ってきたが、その基本となる補償基準というものは存在しない。町はあえて補償基準をつくる必要はないというふうに判断をしているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当然、各施設の建設におきまして、地元の補償の形態については統一した手法がとれておらないというのが現状でございます。このことは、補償問題につきましては、地元住民との、両者の合意の上で決めていくというのが、行政が今まで地元対応をさせてきていただいた原則であったわけでございますけれども、そして今質問者が申されておられますように、統一した補償基準をつくることは非常に困難性が難しい面があるかと思えます。しかし、質問者が申されておられますように、一定の補償基準を設定していくということにつきましては、担当者といまして、今後のそういう形での一つの補償をしていく上での一定の考え方という、基準といえますか、そういう線というのは、研究、検討をしていく必要があるのではないかと、このようには考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 補償という関係での集会所の設置に関しては、住民生活部が行うということになっているんですか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 補償の関係でさしていただく担当としては、先ほど総務部長がお答えをさせていただきましたように、住民生活部のほうで担当をさしていただいております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 具体的な補償事象があつて初めて言えることであつて、補償とい

う関係での事業が即住民生活部であるという解釈は私は成り立たないと思うんですね。おかしいと思う。しかも、管理の関係でいくと、管理の最初はどこが持っているのかというと、また別なところで答えているという関係でありますから、このことについても相矛盾をするのではないか、こういうふうに思います。

では、先を急ぎます。

町営住宅の建て替え整備に関する基本方針が今検討をされていまして、第1期、第2期の建設候補地の選定作業が進められているというふうに理解はいたしますが、この場合、集会所の確保についてはどのようにお考えになっておるのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 町営住宅の建て替え整備に当たりましては、計画地周辺の自治会等の調整を図りまして、ご理解を得ながら整備を進めてまいりたいと考えているところでありますが、第1期工事として、計画中の旧水道第2浄水場跡地への町営住宅建設につきましては、隣接する三代川自治会と調整をするように現在地元説明会の実施に向けて準備を進めているところであります。現計画地内に、住戸と集会所と附帯施設等の配置計画に取り組んでいるところでございます。

また、今後につきまして、第2期、第3期の住宅整備も順次進めてまいる計画でございますが、用地の選定及び住宅整備に伴う集会所等の附帯設備につきましては、町の開発指導要綱を踏まえまして計画してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 前3月議会で、集会所建設についての請願が提出をされました。

そして、議会におきましても満場一致で採択をされました。私もこの採択には同意をいたしました。それは、地域におけるコミュニティの場としての集会所の建設というのが最も住民から望まれているし、ぜひともやはりそういう立場の推進をしてほしいということで今日まで要望をしてきた過程があることから私は賛成をいたしました。それは、いわゆる昭和町の関係につきましても、地域交流館設置の関係のときに、私は宅地開発指導要綱設置以前にできた一つの住宅地であるということのためにそういうことで残っていくということでもありますから、ぜひともつくる必要があるのではないかと議論を申し上げたことがございます。そういった立場から私は賛成をいたしました。

しかし、し尿処理場の鳩水園建設に伴う補償によって自治会集会所の建設をという主

張には、やや無理があるのではないかというふうに考えておりますし、今のはやっぱり  
釈然としないものがあるわけでありましてけれども、このことについては、やはりコミュ  
ニティセンターとしての集会所などは、ぜひともやっぱり地域集会所が必要なことであ  
るという、町の重点施策の一つであるとするならば、それぞれの状況をとらまえながら  
具体化をし実現をさせていく、こういう姿勢が必要ではなかろうかというふうに思うん  
ですが、今回の関係につきましては、いわゆる議会がみんなで昭和町に集会所をつくっ  
てやれというんやったら町もつくっていくということで、町としての具体的政策の判断  
というのは、いわゆる議会依存の形での答弁をしていたように思うんです。だから、そ  
ういう形では、全く町の主体性というものが見受けられないように思うんですけれど  
も、こういうことでいいんだろうかどうかというふうに私は思います。いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、質問者がおっしゃいますように、私は昭和町の関係等につ  
いては、質問の中で、委員会の中でも出てきたように、水道管の布設の問題がございま  
した。そのときに、水道管の布設をなぜ水道ですべてをせないかんかと。そしたら、ある  
方から、それは長年ずっとあそこを、道路もないところを、西小学校、あるいは鳩水園  
の関係等について、いろいろと通行した関係から、補償で水道をしてはどうかというこ  
とをおっしゃっております。

あたかも昭和団地の地域は、以前からお金を集めて集会所をつくろうという意欲は持  
っておられたわけですがけれども、なかなか場所的になかった。そういうことを踏まえた  
中で、恐らくそういう関係から、請願書等が出てまいった。その中で、委員会で検討を  
していく中で、いろんな議論があったわけです。これは補償に値していくのか、今質問  
者がおっしゃるように。

私自身は、地域的に考えれば、当然以前からも質問者が申されているように、今中高  
層のマンションができた中で、ひとつそういう点では、阪神・淡路の震災を受けて公民  
館をつくってはどうかという質問もされています。

私はやっぱり、そういう200世帯、300世帯の中で、そういう施設ができること  
、それが私はあえて、この800万やそういうものでは土地が買われない。そういうこ  
とを踏まえた中では、1,500万という上限を持ってした経過もございまして、当然  
今質問者もおっしゃいますように、補償に値するのかもしれないのか、こういう問題等につ  
いては、やっぱりいろんな問題が今後波及してまいりますから、はっきりとやっぱり



していかなければならないと私は思っていますし、そういう点では、地域的に300世帯等掲げer中では、公民館は必要であろうと。ただ、町がすべてするのか、あるいはまた地域がそういう点では何ぼか土地代を出してするのか、そういう議論があろうと思いませんけれども、今の関係等については、当然全議員が賛成していただいた。しかし、考え方等についてはそれぞれ違う立場もあろうと思いませんけれども、やはり公民館の必要性は当然あるわけですから、我々としてもそういう点については協力をしていきたいというところでございます。

○議長（小野隆雄君） 以上で、5番、松田議員の一般質問は終わりました。

続いて、10番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、ごみ有料化に伴う問題点についてであります。

斑鳩町では、年間1世帯当たりのごみ焼却に要する費用は、平成11年度で4万1,094円となっています。財政難の折、昨年10月からやむを得ず住民の皆さんのご理解とご協力をいただき、ごみ焼却費の一部を受益者負担としてごみ袋の有料化に踏み切った経緯がありますが、このことを踏まえた上で質問をいたしたいと思えます。

なお、先ほど松田議員と若干重複する部分がありますので、その分を除いていたしたいと思えますが、有料化により住民が購入される町指定ごみ袋の販売の数ほどのように変化したのか、まずこの点だけちょっとお伺いしておきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 有料化に伴いましての指定ごみ袋の交付の関係でございますけれども、昨年の10月でございますけれども、可燃物の袋の大と中と小、ともに購入された方がかなり多くございました。しかし、11月以降は、それぞれの家庭におきまして排出するごみの量とかによりまして、ごみ袋の大きさを検討されて購入をされている状況にあります。

そういうことから、徐々に交付枚数は落ちついているところではございますけれども、平成13年の4月の交付枚数でございますけれども、可燃の大で3万6,830、可燃の中で9,300、可燃の小で2,250、不燃の大で5,500、不燃の中で3,880ということになっております。

しかし、ごみ袋の交付数につきましては、まだ現在旧の袋等も使われている家庭もございますので、現在の袋に徐々に切りかわることを考えますと、これから後も各袋の交

付枚数はふえてくるようになるのではないかと、このように想定をしております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、2番目に移りたいと思うんですが、生ごみやペットボトル、空き缶、空き瓶、トレー、粗大ごみ等は、住民からすれば不要なごみであり、それぞれ各世帯でその処理方法はさまざまであります。特に、ペットボトルや空き瓶、空き缶、トレー等に関しては、住民皆さんがスーパーや公民館等に行かれる際に、町指定の袋を使わず、そこへ持ち込み、リサイクルボックスを利用し、ごみの資源化に協力されております。私が町内全域に「好きやねん斑鳩」を配布する中で、多くの住民から、ごみ有料化について次のような苦情を聞いております。

その苦情を紹介いたしますと、まず、なぜ町指定のペットボトルや空き缶、空き瓶の袋だけが無料なのかと。町が無料配布してくれるのなら、枚数が減っても一番町民が必要とする生ごみ袋にかえてほしいとか、有料化にやっとなれてきたのに、ペットボトルや空き缶、空き瓶の町指定袋だけが無料となり、現状生ごみ袋1枚45円で受益者負担というのなら、すべての町指定袋をもっと安く必要に応じて自由に買えるようにしてほしい。生ごみ袋の形が変わって小さくなり、ポリ容器に引っかからずに使いにくい。不燃物ごみの収集が1カ月1回では少なすぎる。他町村ではもっと回数が多いじゃないかというような意見とか、剪定をした枝などのごみは2袋までしか収集してもらえない。有料になったら、もっとサービスをよくしてほしい。以前に比べごみ袋の料金が高過ぎる。公民館に空き缶をつぶす機械を設置しているのなら、ペットボトル同様空き缶のリサイクルボックスも設置してほしい。住民が分別収集に協力しやすいように、いつでもごみを持っていけるごみステーションをすべての公共施設に設置してほしい。住民から公民館使用料やごみ袋代を取るぐらいなら、議員の数を減らしてごみ袋ぐらいだけにしてほしいと、これは強烈な意見でしたけども。主婦の方がごみ焼却場へごみを持ち込んだ際、町職員が缶も瓶も他のごみも一緒に収集車で粉砕しているのを見た。私は一生懸命分別してもこれでは意味がないのでは、等の住民の意見であります。

私は、この意見を聞く中で、非常に、当初有料化する中でPRがなかなか行き届かなかったというのをこの意見の中で見ました。例えば、有料化する前提としての、例えば枚数100枚まで、それ以降には1枚20円という数字があります。1枚20円という数字が住民の方の中に残っているものですから、今度1部45円になると非常に高いという。この中には、結局住民の方に、先ほど平成11年度で1世帯当たり4万1,000

0円かかるという、その一部を負担してもらおうんだという部分が住民の中でやっぱり浸透してなかった。こういうことの中では、住民の方々に、やはり税以外のものを負担してもらおうという中では、かなりやっぱりそういう住民の合意を得ないといかんの違うかなというようなことを、この意見の中で私自身は考えたわけです。

そこで、近隣の三郷や王寺、平群、安堵、上牧、河合町では、まだごみ収集は無料である中で、斑鳩町は財政難の折、受益者負担としてごみ袋の有料化に踏み切ったんですが、中途半端な形でペットボトルや空き缶、空き瓶の袋だけを無料配布できる余地があるのなら、住民が必要に応じて購入できるように、例えばすべての袋の単価を20円に下げて住民の声にこたえるべきではないのか。また、若いお母さんや子どもたちを送り迎えする際に持ち込めるように、幼稚園とか保育園にリサイクルボックスを置いて、住民の便利にできるような、そういう環境をつくるべきだと私は思うんですが、ちょっとこれに対して町の見解を問うておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 以前、西谷議員からもこの有料化等に伴う中で、有料化で出てきたお金については、何かそういう対象物というものをするのかということ、その費用に使わせていただくと、循環社会の中で使わせていただくということ、平成13年度の予算の中にも、生ごみ処理堆肥機というのか、生ごみ処理をする機械を各小学校、東小学校を除く斑鳩小学校、西小学校、あるいは斑鳩中学、南中学と4台設置をさせていただく。あるいはくうかん鳥の関係等についても、各公民館、あるいは中央公民館には、商工会と提携しながら、結局何缶かアルミ缶を持ってきていただいたら、その関係等について共通商品券がいただけるというような機械も設置をする予算を計上いたします。

そういう中で、私はやっぱり、これは斑鳩町としては、皆さん方のご協議を申し上げて、特にごみ袋を、週2回、年間90何回、100枚ぐらい、ごみを減らすというところから始めてきたわけでございまして、そういう中で厚生常任委員会との協議もずっとする中で、昨年10月から有料化ということになってまいりました。確かにおっしゃるとおり、ペットボトル、あるいはそういう関係の袋については無料と。

いずれにいたしましても、やっぱりそういう関係等については、昨年4月から自治会長さん、あるいは我々職員が早朝から、あるいは晩立ち会い指導の中でいろんなことを仕向けてきておるわけでございまして、いずれにいたしましても町として、いつもおっ

しゃっていただくように、町がこういうことを推しはかっていく中で、住民が安心して分別できるような環境づくりをしていく。やっぱりみんながそういう気持ちになっていただくことが一番大事ではないか。

確かに西谷議員のように、袋が45円だから高いとか、いろんなことはあろうと思います。しかし、私はみんなと議論をしながらやはり1つの一定の方向づけを求めてきたわけでございますし、そういうことから、今後できるだけのことについては、今そういう子どもさん、少子化の中で子どもさんがそういういろんなごみ対応について協力をいただいている、そういう夢を我々はやっぱりつぶしてはいけない、そういう努力をしていくことが大事。

確かにおっしゃるように、不燃物については月1回というのは少ないじゃないかとご指摘されても、いろいろとあるわけですが、いずれにいたしましても、この間も自治連合会を開きますと、去年から2回、成人式と、それから体育の日が月曜日に振り替え休日になっていると。あるいは、月曜日がまた2003年からは海の日と敬老の日になりますと、月曜日がますますごみの収集ができない。そういう関係等について町としてはどう考えておられるのかというようなご意見もいただいておりますように、やっぱりいろんなこれからまだそういう問題はたくさんあろうと思います。

私は、これからまたみんなと協議をしながら、委員会等いろいろと議論、西谷議員さんも今度は厚生常任委員会ですから、いろんなご意見をいただく中で、やっぱり斑鳩町としてもそういうごみ減量化等について、我々としてはやっぱり責任を持って進めていくことが大事であろうと、こう思っております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 町長が言われるように、生ごみのそういう堆肥化する機械も今年度入るということです。ただ、あの分については、多分学校給食の残飯についての部分で、一般の住民の方にまでの部分やないと思います。私自身は、こういう幼稚園、保育所という子どものときから、逆に必ずお母さんは送り迎えされるわけですから、そのときにペットボトルや空き缶を持って行ってそこへ処理できるという、やっぱりそういう方法が必要ではないかな。

それと、私は無料になっている部分について、住民からすれば、先ほど部長もおっしゃったように、有料化については、努力したらそれなりの成果が上がるような形で負担が少なくなるというような考え方をするならば、やはり私は同じような形で、ごみ袋す

べてを値段を下げて有料化にして、それで個人個人でそういうスーパーへ持って行ったり公民館へ持って行ったり、そういう方はそれなりに自分の負担が少なくなる。これが私は逆に公平な姿やないかな。

こういう部分については、今後やっぱり、どうしてもごみ問題というのは、片方ではかなり、分別という部分だけは——斑鳩町は私はごみの部分については進んでいると思うんです。進んでいるという部分の中では、片方では、聞きましたら奈良県で3つぐらいの市町村しか有料化してないわけですが、いずれごみ問題については恐らく有料化ということの中では、これは私はある意味では仕方ないと思うんですが、ところがやっぱり行政だけではいけなくて、必ずそれを実行していただく住民の方々の理解がなければなかなか成果の上がらないものですから、私は町内歩いてごみ問題の苦情をたくさん住民の方から聞く中では、ぜひとも住民の声を反映して、住民が納得できるような、そして実行できるようなシステムにぜひ変えていただきたいと思いますし、私は袋を下げてでも、同じように有料化というのやったら有料化でひとつそろえて、ややこしい無料化みたいな形の部分をつくらない方が、逆に住民にとってはわかりやすいんじゃないかなと思いますんで、ぜひともこの部分については検討をしていただくように要望をしておきますし、私自身も厚生常任委員会の中でこの分については、今後これについて意見を述べていきたいと思います。

それでは、2番目の峨瀬集会所建設問題について聞きたいと思います。

峨瀬自治会集会所建設問題の発端は、私は小城町長が町有地を財産処分する際、斑鳩町財産規則第18条、普通財産の処分にのっとり、前峨瀬自治会長東川義則氏に、平成12年6月5日、町有地の使用承諾書が無責任に許可したことにあると思っております。

この承諾書を機に、前自治会長東川氏は、翌日の6月6日に風致地区許可申請書を町へ提出した上で、平成12年7月4日に郡山土木に建築確認をし、平成12年7月19日に建築確認の許可を得て峨瀬集会所建設を具体化していった。この段階でも、峨瀬の前自治会員には、集会所建設すら知らせていなかった。なのに町長は、集会所補助金の交付に関する規定である斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱に基づく事務執行を怠り、前自治会長に平成12年9月6日、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金1,890万5,000円の内定通知をしたと。その翌日の9月7日、前自治会長からの峨瀬自治会集会所を日本建設が請け負う旨の着工届を町長が受理した。なのに、1週間後の

9月14日になぜか前自治会長から工事中止の申請がされ、基礎工事のまま現在に至っている。

以上の経過を踏まえた上で私は質問をいたしたいと思います。

まず、1番目に、集会所建設を請け負った日本建設株式会社大阪支店から、峨瀬自治会に対して、平成13年1月10日付と4月14日付で2度にわたり、契約不履行で、峨瀬集会所建設着手金502万を差し引く工事代金清算額として664万5,460円の請求が内容証明書付で送付されております。この現状に対し、平成12年6月5日前峨瀬自治会長に町有地の使用を承諾した町長に、その見解と責任を問いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町といたしましては、龍田西3丁目地内の開発行為において、その開発業者が地元自治会のため集会所用地を確保すべきところを、用地確保が困難として金銭で町に寄附された経緯を踏まえまして、斑鳩町土地開発公社により集会所用地として取得したものでございます。地元の集会所建設に対し、峨瀬自治会に対し、平成12年6月6日に土地使用承諾書を交付いたしました。質問者も申されているとおりでございます。

斑鳩町土地開発公社所有地につきましては、峨瀬自治会集会所用地の一部であります。地縁団体の設立がおくれていることから有償譲渡できないため、風致の許可申請に当たり土地使用の承諾について申し出がありました。その際、地縁団体設立後すぐに土地を買い取るという、これは平成12年5月30日付の文書でございしますが、確約書の提出もあり、また当該土地の所在、面積、坪単価についても協議済みであることから、平成12年6月5日に土地使用承諾書を交付したものでございます。

今、質問者がお尋ねの契約不履行についての内容証明につきましては、町といたしましては承知いたしておりますが、契約については自治会と建設業者間の問題であると認識いたしております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、総務部長は、峨瀬自治会の問題であると答弁されておりますが、これはまさに私から言わせれば、行政の失態であります。なぜなら、町から補助金をもらい集会所を建設する峨瀬自治会に対し、前年の10月末日までに斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱の第1号の計画書を提出しなければならないということ

になっております。これは、逆に言うたら、前年の10月までに、町の補助金をもらって集会所を建てたいというときには、こういう場所でこういう形のものを、こういう規模のものをつくりますということを計画書として町へ提出する。その町へ提出された分を、町が適当かどうかということをしてそこで判断して、それを次年度の予算の中へ組み込むわけです。全くそういうことが、少なくとも私の調べる中ではそういうことがされていないと。ということは、行政指導が全くそういう手続においてされてなくて、そしてただ単に町長が、平成12年6月5日に使用承諾書と称して、斑鳩町財産規則第18条のつとらず、前峨瀬自治会長に対して峨瀬自治会集会所建設用地として町有地の一部の使用をさせたことに私はあると思います。

峨瀬自治会集会所建設用地が、町民の財産である町有地でなければ、今部長が言うように、峨瀬自治会の責任で町は関係ありませんということとは言えると思うんですが、町長が許可した町有地で、既に峨瀬自治会集会所建設が着工されている。これまでの土地や補助金に関する行政上のいろいろ問題が上がってきたら、いつも集会所建設の賛成、反対の住民紛争や自治会内の地縁団体の成立とかということによってその責任をすりかえています。

今回の峨瀬集会所建設問題も、その土地や建物に補助金として多額の公金が使われるために、私は議員として今日まで町の事務執行のあり方を指摘してきたのであります。現在、峨瀬自治会集会所建設を請け負った日本建設から契約不履行として損害賠償を求められていますが、私は峨瀬自治会には全くその責任はなくて、今回の峨瀬集会所建設の責任は、町有地の使用を許可し、補助金1,890万5,000円の内定通知まで出した町長と、それを受けて着工まで進めた前自治会長の私は責任であるのやないかと思えます。

そこで、2番目の、財産規則に違反するような町有地の財産処分を町長はなぜしたのか、その理由について聞きたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 質問者が申されております斑鳩町財産規則第18条の規定に違反するとのことですが、地元自治会のために、土地——集会所の用地でございませうけれども——を確保するかわりに金銭で町に寄附されたものでございまして、当該寄附金を充当して土地を確保するものであるところから、無償譲渡による地元自治会に還元するものでございます。

なお、当該地についての財産処分はまだ行っておりません。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 財産処分は行ってないと言いましたが、既に土地使用承諾書をしているということは、明らかに町の土地に対して使用することを許可したことです。それは私権を与えたことです。その分についても、財産規則の中では、当然当事者と町が契約をしなければならないとなっているはずなんです、その契約も私はされてないように思うんですが、ちょっとお答え願えますか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど申し上げましたように、この土地につきましては、いわゆる宅地開発業者から土地のかわりに金銭で地元の集会所のためにとということの中でもらったものを持ちまして、土地開発公社で先行取得し町へ譲渡するということの中で集会所用地に充てるものでございますので、そういう予定地でございますので、そういった中で、先ほど申し上げましたいろいろな条件の中でありましたので、そういう承諾書を与えたわけでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 宅地開発業者が実際には土地をその地域で求められたが、結果としてはできなかったと。それで、要は少なくとも施設協力金という形で町へ入れられた。そういう経過の中で、実際には、そういう理由があったにしても、財産規則できちっとうたわれているように、行政というのは、住民やあるいは自治会から要望があっても、少なくともこの財産規則にのっとって町の管理については私は処分すべきやと思うんですが、その点はどうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど何遍も同じようなことをご答弁申し上げますが、あくまでもそういった、それに充当する土地として町が取得したものでございますので、そういった目的の中で供用される土地でございますので、そういった承諾書を与えたわけでございまして、正式にそういったものが、いわゆる条件が整った段階におきまして正式に無償譲渡という手続を負うということになるわけでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、私がこの峨瀬自治会集会所問題を10カ月にわたって精査する中でわかったことがあります。



まず、町は、施設協力金の地元還元と称して、どこにも規定のない土地使用承諾書というやり方で、「私所有に係る上記土地は、峨瀬自治会が使用することを承諾します」という旨の公文書で、平成12年6月5日に前峨瀬自治会長に町有地の使用を許可しております。本来、町民の財産である町有地の財産処分については、すべて斑鳩町財産規則にのっとり、町が慎重に精査し契約を結ぶべきものであると。私は、町長のこれまでのやり方の責任は重大であると思います。

例えば、この中で、私はこのことに関しては、単に地元でなくてやはり行政が非常にかかわっていると思うんです。先ほども言いましたように、予算を決める中で、この補助金交付要綱においては、前年度の10月末日までに集会所の整備計画書を提出しなければならない。当然の話ですわね。みんなの大事な税金をきちっと使う中で、その基礎となる各課の予算の額について、1つ1つ積み上げて金額を出していく。

ところが、そのことが全くされないままに予算をつけられていると。これは、ある意味では、行政が同じように住民の声を聞いたといいますか、いう形で事務がされてます。ところが、実際にそういう事務というのは、私は行政の中ではあってはならんことやし、予算がそのような形で組まれるとしたら、予算審査特別委員会というのは何のためにあるのやわからないです。皆さんが税金を使う上において、もっと慎重にやっぱり使用について、決算はもちろんですけども予算についてもやはりやらしてもらわなければならない。そういう部分が私は欠けているんじゃないかなと思います。

例えば、その端的な一例を挙げますと、私が前に指摘したときには、整備計画書は出てないと言われました。次言ったら、今度は12月では、公民館等施設整備計画書というのが出ています。これは、今の地域集会所ができる前の分であります。提出の日には、10年10月31日。前回も指摘しましたが、ほかの調印に比べて自治会長の筆跡とは違うし、自治会の名称も間違っておりましたし、そして決定的なのは、ここには少なくとも公文書として町が受け取る場合には、文書件名簿でちゃんと受け付け印が押してなければならないと思うんですが、これには押されておられません。

そして、例えば仮にこれが本当に出されたものであったとして、そしたら12年度の予算をするときには、11年度には今の新しい地域集会所補助金整備費の補助要綱ができていますから、それに基づいた計画書は当然行政として必要だろうし、片方ではその補助金の予算をしているわけですから、当然行政として、担当課としてその指導をすべきやったと思うんです。ところが、全くその辺のところはされてない。その点に

ついてお答えいただけますか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この関係につきましては、当初平成11年度に集会所を建てるという計画をお持ちでございまして、その関係で、その前の年の10年の10月31日付で集会所の建築計画が出されております。その後いろいろと紆余曲折があった中でございますが、平成10年度に計画を立てていくというような自治会長さんのほうからのお話でございました関係上、平成10年10月に出されております計画書をもって町は平成12年度の予算化をしたわけでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 部長ね、少なくともこの平成10年10月31日に出た公民館等施設整備計画書のこの予定されていた用地と、今現在言われている用地とは、違うかと違いますか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） いわゆる計画の段階におきましては、建てるというような計画のある概要的な計画表の提出をお願いしておるものでございまして、その計画の進む段階において、実際に建てられる段階においてはその土地が変わるといような、場所が変わるとか、そういった建物面積が変わるとか敷地面積が変わるといようなことはいたし方ないものと考えております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 町の補助金を少なくとももらう中で、いや、手を上げてあったら、適当に数字変えたってそれでええねん、あとまた実際に事務執行をやる中で、年度が変わって、土地が変わって、規模が変わって、そのときでもいけんねんて、そんなええかげんな私は事務執行というのにはあり得ないと思うんですよ。そんな、私は非常におかしいと思いますわ。だって、予算を計上する中では、全部各課積み上げて、個々それぞれの分を積み上げて金額を出していくんやないんですか。そんな、少なくとも町の予算の組み方というの、まあまあぐらいの、それぐらいの裏づけのないような形で予算を計上されているんですか。再度お答えください。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 前々から申し上げてますように、この関係等については、私はやっぱり開発公社等を絡める中で、非常に委員会等には十二分に説明申し上げて、その都

度質問者も質問をされていると私は思ってますし、その都度何も別に、ご意見はあったものの、何も別に委員会等ではございませんでしたし、我々としては、やはり公民館等については、バイパスの関係で2軒向こうへ移られる。そしてそこへ公民館をつくるということに、その公民館については、葬式場をするのかしないのかということも質問者も申されてますように、いろんな議論は私はあったと思うんです。

だから、この関係等については、何も別に計画のないものをぱっとしたとかいうんじゃないし、以前からいろんな経過を、先日も申し上げてますように、やっぱりいろいろと我々はそういう経過の中で、それは今質問された中で、場所が変わっているんじゃないですかということも当然、場所は恐らく変わったと思います。そういうこともやっぱりちゃんと説明をしながら、我々としては今日こう来たわけですから、その辺の経過をよくご理解いただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 町長は議会の中でそのように説明もしているということでおっしゃいました。確かに説明は聞いてます。ただ、私はこの件の中で言いたいのは、例えば施設協力金の還元による町有地の無償譲与については、確かに委員会の中でこういう形になりますということの中では、施設協力金を地元に戻元するというのは、町が委員会で、施設協力金を行政指導の中で取るということは好ましくない、国の通達があるという中で、取る場合には地元に見えぬ形ですというような説明を私は受けました。そのときは、ああ、そういうことなんやなということで、私は理解をしていたんです。ところが、後日私が県の建築課に問い合わせたところ、通達に地元に戻元するような趣旨の文はないんです。

それで、私はそういう中で、ただ議会が仮にそういう形でオーケーしたとしても、町の事務執行側として、当然条例や法規にのっとりた私は事務手続をすべきやと思いますし、例えば町長が言われるように、計画が変わったということは議会で説明をしました。確かに説明をされました。でも、事務としては、少なくともこの地域集会所施設整備費補助金交付要綱にのっとり、担当課では少なくとも、第1号から8号様式まであるわけですから、その都度この事務処理を執行していかなければならない。これは基本やと思うんですよ。ところが、そういうことが全くされてない。これは、やはり住民から見ると、何でやねんということになるのは、当たり前の話やと思うんです。

私は、この件については、やっぱり自治会集会所の、こういうことの中で、今事務に

ついて、やはりきちっとした事務手続をやっぱりそれぞれの担当課で私はすべきやないかなということを感じるんですが、次にちょっと移りたいと思います。

峨瀬自治会で今回役員改選によりまして宮本勝吉氏が自治会長を務められて、健全な自治会運営に努力をされています。そんな中、中止している集会所建設に対し、町職員が峨瀬自治会長に、中断している集会所建設に対する方針を早く決めるよう要請したと聞くが、町はどのような意図でそう指導をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 峨瀬の新しい自治会の宮本勝吉氏が、4月12日役場に来庁され、3月20日の日に総会が開催されますが、その総会において、集会所建設及び土地購入に係る地縁団体設立についても賛成多数により可決し、自治会としても組織特別委員会の設置も考え、役員会で協議していくことの現状報告をお受けいたしております。

そういったことから、町といたしましても、集会所建設に関してその状況を十分把握したいことから、峨瀬自治会におかれましても、その考え方及び計画について、早急にご提示いただきたいというふうをお願いしたところでございます。

しかしながら、6月4日でしたが、自治会長さんから、総会の議事録と、また新しい部会の発足した関係の文書等をいただいておりますが、まだその集会所の関係についての今後の考え方及びその計画についての書類はいただいております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今回の峨瀬集会所建設問題も、いろいろな問題を私が議会で指摘すると、行政の事務手続のつじつま合わせを試みたり、また自治会の問題にすりかえておられますが、峨瀬自治会集会所の土地に関しては、斑鳩町財産規則第18条にのっとり、また集会所補助金に関しては、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱に基づいて、どの地区にも公平に行政として対応をすべきではなかったのか。峨瀬集会所の問題は、以前の服部集会所問題同様行政の間違った事務執行によって起こった問題であり、その責任は自治会ではなく、私は町長にあると思います。財政難と言いながら、集会所補助金の額を533万円から1,500万と3倍近くに枠を広げられて、施設協力金の還元という名目で、住民の財産である町有地を、財産規則にもとらず無償で

譲与するという現実、一方で財政難という理由でごみ袋の有料化を受け入れている町民からすれば、全く納得のいかない問題であります。この峨瀬自治会集会所建設問題も含め、公金の支出に関する補助事業は、もっと慎重に対応し、条例や規則、要綱にのっぴり的確に事務執行をすべきである。今後このような問題が三たびないよう強く私は要望して次に移りたいと思います。

3番目、平成7年5月29日付で、峨瀬地区で住宅建設や駐車場整備をするときに、峨瀬自治会長と龍田河川水利組合長の同意判が必要であるという確認書が、その当時の峨瀬自治会長東川義則氏と峨瀬西の山水利組合長富田伊太郎氏、龍田河川水利組合長辻本春雄氏、そしてこの立会人として当時の農業委員の大西成典氏と町議会議員選出の農業委員の吉川勝義氏らで交わされています。この確認書の件について聞きたいと思うんですが、峨瀬地区では、マンション建設や駐車場等を施工する事業主は、峨瀬自治会長に必ず施工許可としての同意判をもらわなければならない旨の確認書が結果として交わされています。水利組合員からも、なぜこのような確認書を交わしているのかその不満の声がある中、町行政として農業委員会事務局は、どのような観点でこの確認書を容認し事業主に行政指導をしているのか、お尋ねしたいと思います。

○農業委員会事務局長（杉本正二君） 農地を農地以外のものに供される場合には、市街化区域内の農地につきましては、農業委員会へ届け出をしていただきます。また、市街化調整区域の農地につきましては県へ許可申請されるということになりますが、このときに、残存農地等に及ぼす影響を確認するための添付資料として、排水系統など水路を管理している関係水利組合等の意見書を添付していただき、こうしたことの確認を行っておるところでございます。

今、質問者がおっしゃっておられます地域の水路管理につきましては、峨瀬、西の山水利組合が設立されたときの管理区域と、龍田河川水利組合の区域が違うということがございまして、そうした中で農地転用が出てまいったところでございます。龍田河川水利組合から異議申し立てをされ、また農業委員会の中では、水利組合、耕地協会という任意の団体の話であり、農業委員会としてかかわる話ではないとの意見もございました。結局結論が出なかったわけですが、その後自治会と峨瀬西の山、龍田河川3者の協議をされることによりまして確認書として地元で整理されましたことから、これに基づき農業委員会として今日事務処理を行っておるところでございます。

なお、この確認書の内容につきましては、見直しの方向で種々協議を進めておられ、

近く会合を持つ予定であるということも聞かされておるところでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、ちょっとお尋ねしたいんですが、今こういう確認書というのは、斑鳩町の地域の中で、ほかにこのような事例があったらお聞かせ願いたいと思うんですが。

○農業委員会事務局長（杉本正二君） 町内での他の水利関係等につきましては、ないように思っております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、ちょっと部長にお尋ねしたいんですが、都市建設部長は以前農政課におられたということをお聞きしたんで、農政課におられた経験の中で、市街化区域による農地については町内で届け出ということになっていると思うんですが、その届け出という意味は、ほかの調整区域に比べて非常に――調整区域は許可という形で来ると思うんですが、届け出ということについて、この違いについてちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 私は農政課にりましたが、直接これの担当をしてなかったんで、そこまで言われてもあれなんですけど、一般的に理解さしてもらっておるのは、市街化区域内農地云々という形は、あくまで調整区域の農地ではなしに、市街化を促進していくような形のものかなというふうには理解してます。届け出とその認可の違い、県に上がってくるのがそういう認可の違いだとぐらいの程度しか把握してませんので、申しわけないですけど。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 部長が言われたように、市街化というのはそもそも、市街化を促進する、宅地化をするための地域であります。その中で、逆に言うたら、今農業委員会で聞きましたら、斑鳩町でも他の地区では例のないような形でのこういう確認書があると。その確認書を結ばれた中の経緯を聞きますと、農業委員会事務局長は、水利の区域が違うからその調整をされたということなんですけど、そしたら、調整をするだけで、私は素朴にそこへ自治会まで入れる必要はなかったんやないかなと思うんですよ。

私は、農業委員会の事務局の責任は、この確認書の中で、当時の農業委員2名が立会人としてかかわっておられると。この確認書によって、結果として峨瀬地区のマンショ

ン建設や住宅建設、駐車場整備をするときには自治会長の同意を必要とし、現に農業委員会も、農地転用の際には自治会長の同意判をもらうように行政指導をずっとこれまでされてきたわけです。

現在、峨瀬自治会では、開発業者から地元対策という名目で渡された金の流れについて、峨瀬自治会の中で調査委員会が設けられて、6月2日に公聴会が開かれ、今後詳しく調査をし解明されるということでもあります。

宅地を促進する区域である市街化区域では、農地の転用は当然届け出がある町が必要以上に行政指導をしたことが私は問題であると思いますし、最初にこのような確認書が結ばれることについて、農業委員会としてその当時の農業委員さんにも適切な行政指導をしておれば、今このような問題は私は起こらなかったと思います。今後、農業委員会事務局としても、その対応を住民から疑念を抱かれることのないよう事務執行を的確にするよう強く要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（小野隆雄君） 以上で、10番、西谷議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。あすも引き続き一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午後2時48分 散会）